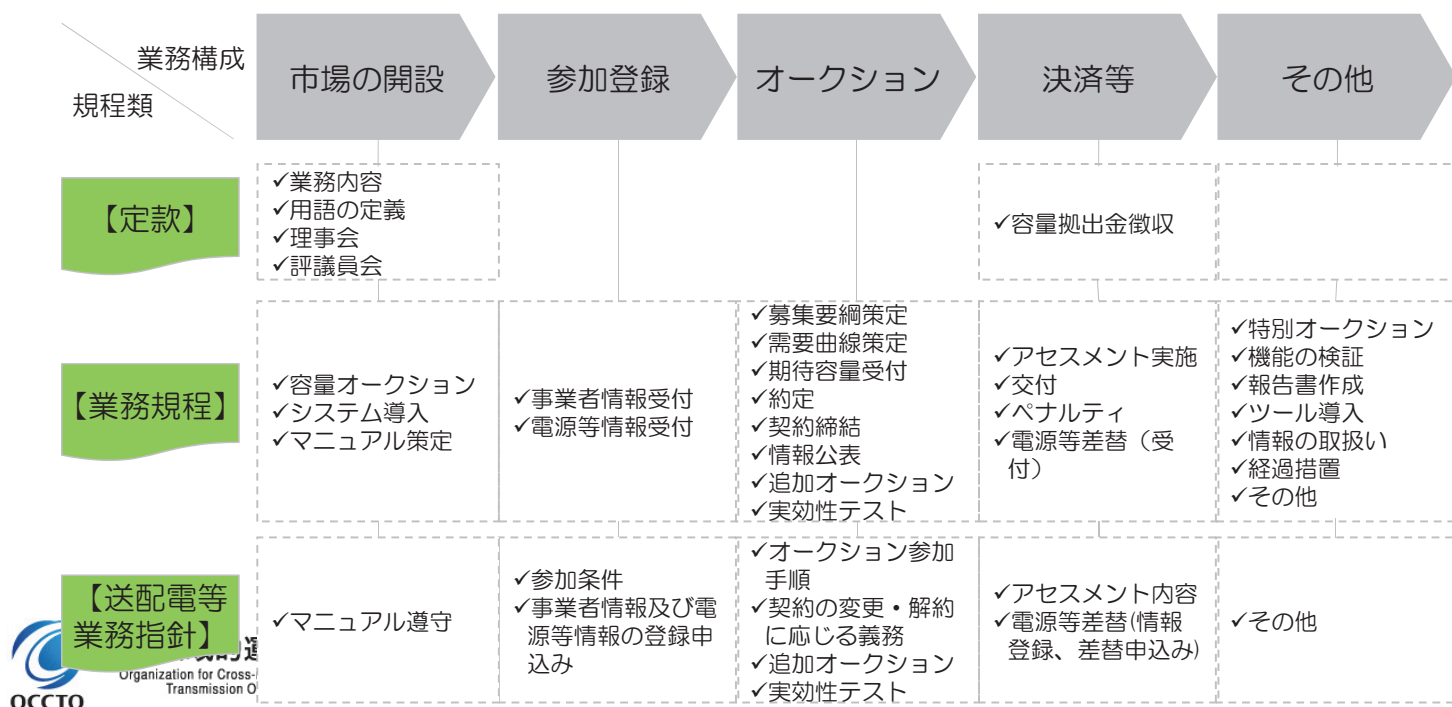


第8回通常総会
第1・2号議案及び報告事項(1)
補足資料

2019年5月15日

電力広域的運営推進機関

- 容量市場の主な業務は、「市場の開設」「参加登録」「オークション」「決済等」「その他」の5つから構成されており、容量市場のルールはこの構成を踏まえ各規程類に定められている。
- 今回、各条文の内容について要点をご説明する。



説明のポイント

業務構成	説明のポイント	該当条項	参照ページ※
市場の開設	1 容量市場の導入について	定款第5条、第7条、第36条、第43条	P.4~7
	2 容量市場で開催されるオークションの種類について	規程第32条の2	P.11~13
	3 円滑な市場運営に必要なシステムとマニュアルの整備について	規程第32条の3~5 指針第15条の3	P.14~16
参加登録	4 オークションの参加条件について	指針第15条の4	P.17~20
	5 事前登録手続きについて	規程第32条の6~11 指針第15条の5~6	P.21~26
オークション	6 オークションのプロセスについて	規程第32条の12~20 指針第15条の7~8、11	P.27~38 P.44~45
	7 追加オークションについて	規程第32条の21~23 指針第15条の9~10	P.39~43
	8 実効性テストについて	規程第32条の24~33 指針第15条の12~16	P.46~55
決済等	9 アセスメントについて	規程第32条の34 指針第15条の17	P.56~59
	10 容量確保契約金額(供給力の対価)の交付について	規程第32条の35	P.60~61
	11 電源等の差し替えについて	規程第32条の36~40 指針第15条の18~19	P.62~66
	12 ペナルティについて	規程第32条の41	P.67~73
その他	13 容量拠出金の徴収について	定款第55条の2	P.8~9
	14 特別オークションについて	規程第32条の42	P.74~75
	15 容量市場の機能の検証について	規程第32条の43	P.76~77
	16 その他一般事項について	規程第32条の44~46	P.76~77
	17 規程及び指針の既存条文の変更点について	規程第35条、第179条、 指針第17条、第139条、第269条	P.78~86
	18 経過措置について	規程附則第3条	P.87~88



定款・業務規程・送配電等業務指針 変更の概要について（案）

2019年6月5日

電力広域的運営推進機関



定款・業務規程・送配電等業務指針の変更のポイント

2

- 容量市場の導入等のため、定款、業務規程及び送配電等業務指針を変更する。
- 今般の定款、業務規程及び送配電等業務指針の主な変更ポイントは以下のとおり。
 - ▶ 容量市場導入に伴うルール変更（定款・業務規程・送配電等業務指針）（参考）
 - ・ 容量市場において、広域機関が市場管理者として行う業務を規定
 - ・ 容量市場において、電気供給事業者が行う業務を規定
 - ▶ その他ルール変更（業務規程・送配電等業務指針）
 - ・ 系統情報公表に関するルール整備の機動性確保のためのルール変更
 - ✓ 系統情報公表のルール整備の機動性確保のため、別表を削除
 - ・ FIT期間満了となる低圧のFIT電源対応に伴うルール変更
 - ✓ スwitching支援システムの利用可能範囲に低圧FIT卒業電源を追加等
 - ・ 計画ルール変更
 - ✓ 冬季需要についての検証等を追加
 - ・ 運用ルール変更
 - ✓ 下げ調整力の活用、下げ調整力が不足する場合の措置について、電力貯蔵装置が用いられているため明記



- ▶ 容量市場導入に伴うルール変更（定款・業務規程・送配電等業務指針）（参考）
 - 容量市場において、広域機関が市場管理者として行う業務を規定
 - 容量市場において、電気供給事業者が行う業務を規定
- ▶ その他ルール変更（業務規程・送配電等業務指針）
 - 系統情報公表に関するルール整備の機動性確保のためのルール変更（参考2）
 - ✓ 系統情報公表のルール整備の機動性確保のため、別表を削除
 - FIT期間満了となる低圧のFIT電源対応に伴うルール変更
 - ✓ スwitching支援システムの利用可能範囲に低圧FIT卒業電源を追加等
 - 計画ルール変更
 - ✓ 冬季需要についての検証等を追加
 - 運用ルール変更
 - ✓ 下げ調整力の活用、下げ調整力が不足する場合の措置について、電力貯蔵装置が用いられているため明記

容量市場運営業務の追加（**変更・新規**）：定款変更点

- 容量市場の運営業務が追加されることに伴う業務内容の変更、及び用語の定義。

【定款第5条・第7条】（**変更・新規**）

- ▶ 制度検討作業部会の中間とりまとめ（以下「中間とりまとめ」という。）において、広域機関が市場管理者となる旨とともに、広域機関の容量市場に係る業務は電気事業法第28条の40第5号に定める業務の一環として行われるものと整理された。
- ▶ 上述の整理に合わせ、容量市場及び電源入札等の用語を新たに定義した。

<電気事業法>

（業務）

第28条の40 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一～四 （略）

五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行うこと。

六～十 （略）

（市場管理者の位置づけ）

貫徹小委の中間とりまとめでは、容量市場については、広域機関が市場管理者等として、一定の役割を果たすこととされている。

広域機関 = 市場管理者



【役割】

- 容量市場の開設
- 市場管理者としての各種業務の実施

定款	＜変更前＞	定款	＜変更後＞
	<p>(業務内容)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務（以下「電源入札等」）を行うこと。</p> <p>六 (略)</p> <p>(用語)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>		<p>(業務内容)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行うこと。</p> <p>六 (略)</p> <p>(用語)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～十一 (略)</p> <p><u>十二「容量市場」とは、入札の実施により、将来の一定期間における需要に対して必要な供給力を確実に提供することを約束する電気供給事業者を募集するための仕組みをいう。</u></p> <p><u>十三「電源入札等」とは、将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後、入札の実施その他の方法により、発電用の電気工作物の新増設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の発電用の電気工作物の維持及び運用、又は休止若しくは廃止している発電用の電気工作物の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用を行う者を募集するための仕組みをいう。</u></p>

OCCTO

- 理事会の議決事項に容量市場に関する事項を追加。

【定款第36条】（変更）

- ▶ オークション募集要綱、落札者の決定、オークション結果の公表、容量拠出金の額等、容量市場に関する重要事項は理事会で議決する。

定款	＜変更前＞	定款	＜変更後＞
	<p>(理事会の構成・役割)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>一～六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>七 (略)</p> <p>八 (略)</p> <p>九 (略)</p> <p>十 (略)</p> <p>十一 (略)</p> <p>十二 (略)</p> <p>十三 (略)</p> <p>十四 (略)</p> <p>十五 (略)</p>		<p>(理事会の構成・役割)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>一～六 (略)</p> <p><u>七 容量市場に関する事項</u></p> <p>八 (略)</p> <p>九 (略)</p> <p>十 (略)</p> <p>十一 (略)</p> <p>十二 (略)</p> <p>十三 (略)</p> <p>十四 (略)</p> <p>十五 (略)</p> <p>十六 (略)</p>

■ 評議員会での容量市場に関する事項の取扱いを整理。

【定款第40条・第43条】（変更・新規）

- 容量市場の運営に関する事項については、一定の期間ごとに運営状況を確認し意見を述べて頂く。

定款	＜変更前＞	定款	＜変更後＞
	<p>（評議員会の尊重義務）</p> <p>第40条（略）</p> <p>2 第36条第5項第1号のうち定款、予算、業務規程、決算、事業計画及び事業報告書に関する事項並びに同項第2号から第7号の事項は、理事会の議決に先立って、評議員会の議決を経なければならない。</p> <p>（評議員会の設置）</p> <p>第43条（略）</p> <p>2 評議員会は、次の各号に掲げる事項について審議し議決する。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について、一定の期間ごとに確認し、必要に応じ第47条に基づき理事長に対し意見を述べる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>五（略）</p> <p>六（略）</p>		<p>（評議員会の尊重義務）</p> <p>第40条（略）</p> <p>2 第36条第5項第1号のうち定款、予算、業務規程、決算、事業計画及び事業報告書に関する事項並びに同項第2号から第6号及び第8号の事項は、理事会の議決に先立って、評議員会の議決を経なければならない。</p> <p>（評議員会の設置）</p> <p>第43条（略）</p> <p>2 評議員会は、次の各号に掲げる事項について審議し議決する。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について、一定の期間ごとに確認し、必要に応じ第47条に基づき理事長に対し意見を述べる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 <u>容量市場の運営状況に関する事項</u></p> <p>六（略）</p> <p>七（略）</p>

■ 第7章 会費 に容量拠出金を追加。

【定款第55条の2・第57条】（変更・新規）

- 中間とりまとめでは、「定款に規定し、市場管理者である広域機関が『電源入札拠出金』と同様の位置づけで『容量拠出金』として、会員である小売電気事業者・一般送配電事業者から費用を徴収する」と整理された。
- また、同様に、容量拠出金の滞納者に対しては、当該会員の名称の公表や、当該会員に対する指導または勧告若しくは制裁を行うものと整理された（なお、それでも、改善がみられない場合は、電気事業法に基づく経済産業大臣による業務改善命令の発出等が検討される）。

容量市場の創設後は、国全体に必要な供給力(kW 価値)を市場管理者である広域機関が容量市場を通じて一括確保することとなり⁸²容量市場は電気事業法上の供給能力確保義務を達成するための手段と位置づけることができる。このことから、市場管理者である広域機関は、小売事業者に対し、費用負担を求めることが可能と考えられる。

こうした前提の下、具体的には、市場管理者である広域機関が、「電源入札拠出金」と同様の位置づけ(経済産業大臣の認可を必要とする広域機関の定款で規定)で「容量拠出金(仮称)」として、会員である小売事業者等から費用を徴収することが考えられる。

82 市場管理者である広域機関は電気事業法第28条の40第5号に定める業務の一環として行うものと考えられる。

出所 「中間とりまとめ」 p.59 抜粋

仮に広域機関の会員である小売事業者等が費用支払に応じなかった場合、広域機関の定款または業務規程に基づき、広域機関による当該会員の名称の公表や、当該会員に対する指導または勧告若しくは制裁を行うことが考えられる。

それでもなお、改善が見られない場合は、必要に応じ、電気事業法に基づく経済産業大臣による供給能力確保その他必要な措置をとることの命令、あるいは、業務改善命令の発出が検討されることになる。このために必要な情報として、電気事業法に基づく監督命令により、広域機関に対して容量市場の実施状況を定期的に報告させることとする。また、小売電気事

出所 「中間とりまとめ」 p.71 抜粋

定款 ＜変更前＞	定款 ＜変更後＞
<p>第7章 会費</p> <p>(新設)</p> <p>(滞納者への対応) 第57条 本機関は、会費、特別会費若しくは電源入札拠出金の滞納又はその不当な減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。</p>	<p>第7章 会費等</p> <p><u>(容量拠出金)</u> 第55条の2 本機関は、一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金(以下「容量拠出金」という。)を求めることができる。 2 本機関は、一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。 3 一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項に基づき本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。 4 容量拠出金の額に関する事項は、容量拠出金の請求ごとに、理事会の議決により定める。 5 一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項に基づき本機関からの容量拠出金の請求の通知を受けてから1か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。</p> <p>(滞納者への対応) 第57条 本機関は、<u>会員が、会費、特別会費、容量拠出金若しくは電源入札拠出金の滞納又はその不当な減額を行った場合、</u>理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。</p>

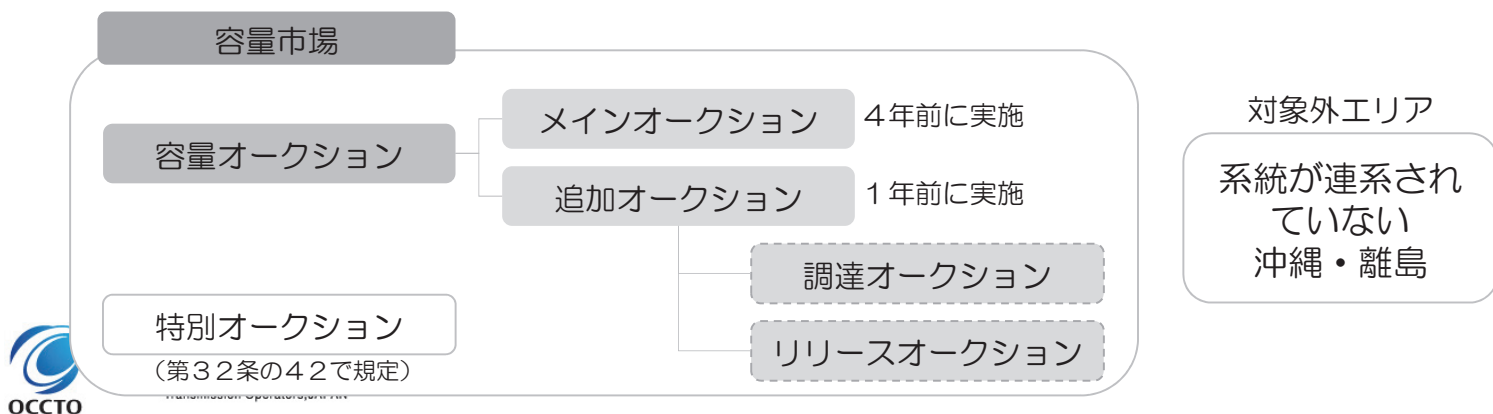
- 附則に施行期日を追加
- 【附則】（新規）
 - ▶ 中間取りまとめにおいて、容量市場は2020年度中に取引が開始されると整理されたことから、容量市場のルールは、経済産業大臣の認可を受けた後、遅くとも2020年度中に施行する。

定款 ＜変更前＞	定款 ＜変更後＞
<p>(新設)</p>	<p>附則（ 年 月 日）</p> <p><u>(施行期日)</u> 第1条 この定款は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。 2 前項にかかわらず、第5条、第7条、第36条、第40条、第43条、第55条の2、第57条の規定は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日(ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。</p>

- 広域機関が市場管理者として全国で必要な供給力を一括で確保する役割を担うこと、また、オークションを実施して供給力を確実に提供できることを約する事業者を募集することを規定。

【規程第32条の2】（新規）

- 中間とりまとめにおいて、メインオークションは実需給年度の4年前、追加オークションは実需給年度の1年前に実施する旨整理された。
- また、容量市場の在り方検討会（以下「容量市場検討会」）において、追加オークションでは、メインオークションで確保した供給力や需要想定の変動等を踏まえ、不足した分の追加調達だけではなく、必要に応じて、売り（余剰の調達分をリリースする）オークションを実施することもあると整理された。
- 沖縄エリアと離島については系統が他供給区域と連系されていないことや、卸電力取引市場が存在しない等の特殊性に留意し、容量市場の対象外とされた。



【業務規程】

第5章 容量市場及び電源入札等

第1節 容量市場

第1款 容量市場の開設

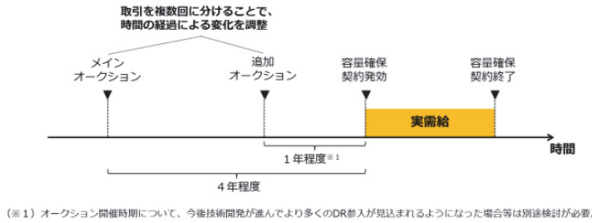
（容量オークション）

第32条の2 本機関は、法第28条の40第5号に基づき、容量市場において、沖縄地域及びその他地域の離島を除く全国、並びに供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力（以下「必要供給力」という。）を確実に維持し提供することを約する電気供給事業者（以下「容量提供事業者」という。）を募集するため、次の各号に掲げる入札（以下総称して「容量オークション」という。）を実施する。

- 一 メインオークション 必要供給力の全量を調達するため、実際に供給力を提供する年度（以下「実需給年度」という。）の4年前に実施する入札
- 二 追加オークション メインオークション実施後の想定需要又はメインオークションで調達した供給力の増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する次のア又はイのいずれかの入札
 - ア 調達オークション 追加オークションのうちメインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する入札
 - イ リリースオークション 追加オークションのうちメインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約（第32条の12第1号オにて定義する。）に定められた容量を売却する容量提供事業者（以下「容量リリース事業者」という。）を募集する入札

メインオークションと追加オークション

(参考図3-6)容量確保時期のイメージ



出所) 「中間とりまとめ」p.66抜粋

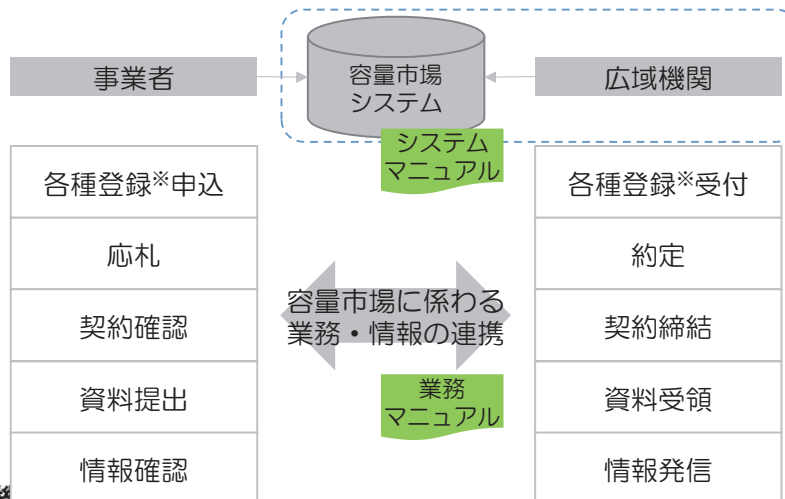
5. まとめ
 (1) 検討項目の整理結果

1. メインオークションと追加オークションの具体的な配分
 - メインオークションでは必要供給力の全量を調達する（メインオークション後の需要の下振れの可能性を勘案して目標調達量は減じないこととする）。
2. 具体的な追加オークションの開催時期と頻度について
 - 追加オークションは実需給前年度の5月～6月に1回実施する。
3. 追加オークションの開催判断について
 - 追加オークションは、想定需要の変化や、供給力の変化に対応するために行うこととする。
 - ① 広域機関は追加オークションの開催判断にあたり、メインオークションで落札された電源等に対し、容量確保契約の解約を申し出るか否かを確認する。
 - ② 想定需要の変化等、目標調達量の変化量を確定する。
 - ③ 需要曲線に供給力の確保量がかい離してあれば、基本的に開催する。
4. 追加オークションの参加者・広域機関による売り入札の有無について
 - 発電事業者等の買入札による参加は認めない。
 - 広域機関による売り入札を行う仕組みを導入する。ただし、広域機関による売り入札の開催判断は、追加オークションの開催前の時点において都度行うこととする（売り入札を行わないこともある）。
 - なお、広域機関が売り入札を行う場合に限り、発電事業者等の買入札を認める。

出所) 「第15回 容量市場の在り方等に関する検討会」資料4 抜粋

容量市場システム及びマニュアル（新規）：業務規程・送配電等業務指針変更点

- 容量市場を円滑に運営するための必要な機能を備えた、容量市場システムの導入及びその利用に関する条文を追加。
 【規程第32条の3、指針第15条の2】（新規）
- 広域機関が業務及びシステムのマニュアルを作成し、また事業者はそれらを遵守しなければならない旨を条文として追加。なお、広域機関が作成したマニュアルは、会員その他電気供給事業者の事業活動に重要な影響を及ぼす内容である場合、意見募集を行う。
 【規程第32条の4～5、指針第15条の3】（新規）



※事業者情報、電源等情報、期待容量、差替先電源等情報

【業務規程】

（容量市場システムの導入）

第32条の3 本機関は、容量オークション又は特別オークション（第32条の42第1項にて定義する。）への参加を希望する会員その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うための必要な機能を備えた情報処理システム（以下「容量市場システム」という。）を導入する。

2 本機関は、容量市場システムの利用状況を監視し、会員その他電気供給事業者が適切に容量市場システムを利用しているか否かを確認する。

3 本機関は、容量市場システムの改修又は機能の追加に関して、随時、会員その他電気供給事業者から意見を受け付け、必要に応じて、その実施について検討する。

4 本機関は、容量市場システムの改修又は機能の追加について検討を行う場合には、会員その他電気供給事業者の意見を聴取するものとする。

5 容量市場システムを通じて行うことのできる業務その他容量市場システムの利用に関する事項は、送配電等業務指針において定める。

（容量市場システムの利用の支援）

第32条の4 本機関は、容量市場システムの利用等に関するマニュアル（以下「容量市場システムマニュアル」という。）の作成及び提供、容量市場システムに関する会員その他電気供給事業者からの問合せの受付及び回答その他会員その他電気供給事業者の容量市場システムの利用を支援するための業務を行う。

（容量市場業務マニュアルの策定）

第32条の5 本機関は、容量市場に関連する手続、提出資料その他容量市場を円滑に運営するために必要となる事項を定めたマニュアル（以下「容量市場業務マニュアル」という。）を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

2 本機関は、容量市場業務マニュアルの策定又は変更にあたり、会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす場合、第6条第1項の規定を準用する。

【送配電等業務指針】

（容量市場システムの利用）

第15条の2 容量市場システムを通じて行うことができる業務は、容量市場に関連する次の各号に掲げる業務とする。

- 一 事業者情報の登録、変更、取消
- 二 電源等情報の登録、変更、取消
- 三 期待容量の登録、変更、取消
- 四 容量オークションへの応札情報の登録、変更、取消
- 五 本機関との間で締結した容量確保契約に関する情報の確認及び資料の提出
- 六 差替先電源等情報の登録、変更、取消
- 七 本機関から通知、公表される容量市場に関連する情報の確認
- 八 その他容量市場に関連する業務

（マニュアルの遵守等）

第15条の3 市場参加資格事業者は、本機関が業務規程第32条の4に基づき作成する容量市場システムマニュアル及び業務規程第32条の5に基づき策定する容量市場業務マニュアルを遵守しなければならない。

- 容量市場で開催される容量オークションへの参加条件に関する条文を追加。

【指針第15条の4】（新規）

オークションの種類	対象エリア	頻度	実需給年度からの起算	参加条件※	例
メインオークション	全国 (沖縄・離島を除く)	毎年開催	4年前	安定電源	✓従来型電源(水力、火力、原子力) ✓再エネ(安定:バイオマス等)
				変動電源	✓L5算定の電源(水力、再エネ)
				発動指令電源	✓出力が不安定な自家発電 ✓ネガワット ✓小規模電源(1,000kW未満)
追加オークション	調達(買い)	必要に応じて(メインオークションで調達した供給力の増減、想定需要の変動及び必要供給力・予備力の水準の変化等を考慮して判断)	1年前	メインオークションで落選した電源	安定電源・変動電源・発動指令電源
				発動指令電源及び安定電源のうち自家発電の出力増加分	実効性テストや最新の供給計画で契約以上の供給力を提供できることが分かった電源等
				やむを得ない理由でメインオークションに参加できなかった電源等	4年前には供給力の提供の目途がたたなかった新設電源や発動指令電源
	リリース(売り)			メインオークションの容量提供事業者	-

特別オークション

業務規程第32条の42に実施条件を規定

OCCTO Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN

※実需給年度においてFITや電源入札等その他制度から補填金を得ている電源、供給エリアの供給力として計上できない電源は参加不可

【送配電等業務指針】

(容量オークションの参加の条件)

第15条の4 業務規程第32条の2第1項第1号に基づき本機関が実施するメインオークションへの参加の条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする(ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。)

一 次のアからエのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の安定的な供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者(以下「安定電源提供者」という。)であること。

ア 水力電源(ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。)

イ 火力電源

ウ 原子力電源

エ 再生可能エネルギー電源(ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。)

二 次のア又はイのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者(以下「変動電源提供者」という。)であること。

ア 水力電源(ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。)

イ 再生可能エネルギー電源(ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。)

三 次のアからウのいずれかに該当する電源又は特定抑制依頼(電気事業法施行規則第1条第2項第8号に定める。)等により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力(ただし、複数の電源等を組み合わせて供給力を提供する場合同一供給区域に属しているものに限る)を提供する事業者(以下「発動指令電源提供者」という。)であること。

ア 安定的に電気を供給することが困難な発電用の自家用電気工作物等

イ 需要に対する特定抑制依頼

ウ 期待容量が1,000キロワット未満の発電設備等

～次ページに続く～

～前ページからの続き～

- 2 業務規程第32条の2第2号に基づき本機関が実施する追加オークションへの参加の条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする（ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。）。
- 一 業務規程第32条の2第2号アに基づき調達オークションを実施する場合 次のアからウに掲げる事業者であって、同アからウに記載する条件を満たしていること。
 - ア 前項第1号から第3号のいずれかに該当する事業者 調達オークションの実需給年度を対象とするメインオークションに
 応札し、落札できなかったこと、又は、新設等やむを得ない事由により当該調達オークションの実需給年度を対象とするメ
 インオークションに参加できなかったこと（ただし、前項第3号に該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。）
 - イ 発電用の自家用電気工作物の供給力を提供する安定電源提供者 本機関との間で調達オークションの実需給年度を対象と
 する容量確保契約を締結しており、当該容量確保契約の締結時点から発電販売計画の見通しが明確になったこと等によっ
 て、当該容量確保契約の容量確保契約容量を超過する供給力を提供できるようになったこと。
 - ウ 発動指令電源提供者 本機関との間で調達オークションの実需給年度を対象とする容量確保契約を締結しており、実効容
 量が容量確保契約容量を超過したこと。
 - 二 業務規程第32条の2第2号イに基づきリリースオークションを実施する場合 前項第1号から第3号のいずれかに該当す
 る事業者が当該リリースオークションの実需給年度を対象とするメインオークションで落札し、容量提供事業者になっている
 こと（ただし、前項第3号に該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。）。



【指針第15条の4】
 (参考) 参加条件の整理

メインオークションの参加条件

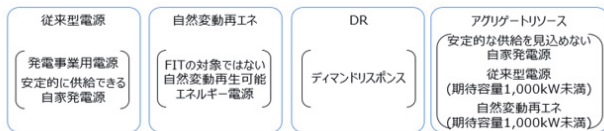
追加オークションの参加条件

1. はじめに
 (2) とりまとめの分類について
- 容量市場では、従来技術による電源（以下、「従来型電源」とする。）に加え、デマンドレスポンス（以下、「DR」とする）や、小規模電源等のアグリゲートによる供給力（以下、「アグリゲートリソース」とする。）も調達し、経済的に供給力を確保する必要がある。
 - 第8回検討会においては、DRのリクワイアメント及びアセスメントについて検討し、従来型電源とは異なる発動回数等に制約のあるリクワイアメント、アセスメントを課すこととした。
 - 第12回検討会では、従来型電源のうち、安定的な供給力提供を見込めない自家発電電源、及び期待容量が最低入札容量の1,000kW未満の電源等は、アグリゲートリソースとして容量市場へ参加を認めるとし、アグリゲートされた供給力は、発動回数等に制約のあるリクワイアメントを課すこととした。

- 市場支配力を行使させないようにすること（売り惜しみ、価格の吊上げの防止）。
 - ✓ メインオークションでは、需要の下振れの可能性は勘案せず必要供給力の全量を調達する。
 - ✓ 追加オークションは、メインオークションで入札した（落選した）電源の参加を基本とする※。
 - ✓ 追加オークションの需要曲線の形状は、メインオークションと同様の考え方で設定する（第8回検討会）。

※メインオークション時に供給力として確定していなかった新設等を除く

出所 「第15回 容量市場の在り方等に関する検討会」資料4 抜粋



出所 「第14回 容量市場の在り方等に関する検討会」資料4

追加オークションにおけるアグリゲートリソース・DRの扱い

自家発電等の扱い

- 実効性テストにより、期待容量がメインオークションでの約定量を上回った場合は、超過分の期待容量は追加オークションに入札することを認めるとした。

(自家発電等の扱い)
 自家発電や蓄電池等の容量市場への参加については、通常の電源と同様に発電事業者として参加する方法と、アグリゲーター経由で参加する方法が考えられる。（自家発電や蓄電池等の設備保有者は、いずれかの方法を選択して参加することとなる。）
 発電事業者として参加する場合、調整係数の算定方法については、通常の電源と同様に、供給計画における考え方も踏まえて設定することが考えられる。
 アグリゲーター経由で参加する場合、基本的には DR と同様の方法での参加となるため、個々の自家発電については独自の調整係数は設定しないことが考えられる⁹⁸。

(参考図3-14) 自家発電等の容量市場への参加方法



出所 「中間とりまとめ」p.78抜粋

出所 「第14回 容量市場の在り方等に関する検討会」資料4 抜粋

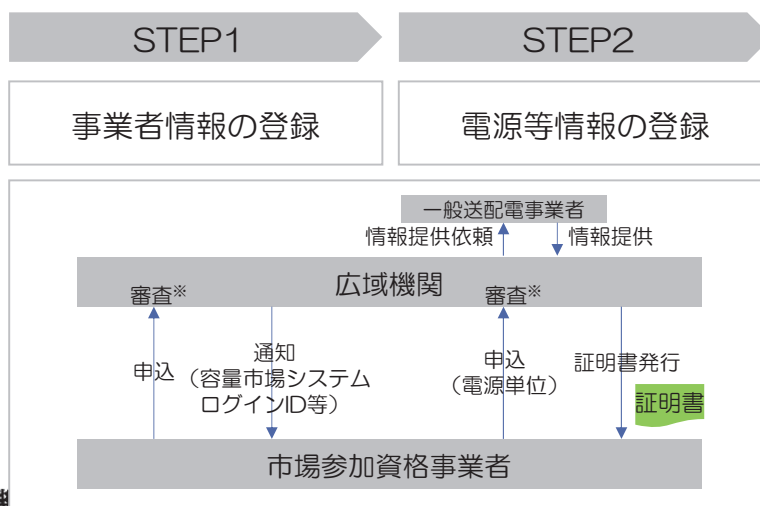


- 容量市場システムへの事前登録手続きに関する条文を追加。

【規程第32条の6～11、指針第15条の5～6】（新規）

- 容量市場の参加条件を満たす事業者がオークションへ参加を希望する場合、事業者情報と電源等情報を事前に登録しておく必要がある（中間とりまとめにおいて、入札単位は電源単位、またはアグリゲートした供給力の単位とすると整理されている）。
- これらの登録手続きは、登録した情報に変更が無ければ最初の1回だけ行う。

事前登録プロセス



※申込・変更は随時受け付けるが、オークションの応札受付期間中は審査をしない

【業務規程】

（事業者情報の登録申込みの受付）

第32条の6 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、容量オークションの参加の条件を満たす会員その他電気供給事業者（以下「市場参加資格事業者」という。）から、事業者の名称、所在地その他容量市場システムの利用に必要な情報（以下「事業者情報」という。）の登録申込みを受け付ける。

2 本機関は、事業者情報の登録に必要な申込書類の様式を作成し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法により公表する。

（事業者情報の登録申込みの審査及び登録完了の通知）

第32条の7 本機関は、事業者情報の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。ただし、容量オークションの応札の受付期間中である場合には、受付期間終了後に当該審査を行う。

2 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた登録申込みの内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、登録が完了した旨及び容量市場システムへのログインに必要な情報を市場参加資格事業者へ通知する。

3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた登録申込みの内容が不適切と認められた場合は、その理由を市場参加資格事業者へ通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から事業者情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。

～次ページに続く～



【業務規程】

～前ページからの続き～

（電源等情報の登録申込みの受付）

第32条の8 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、事業者情報の登録を完了した市場参加資格事業者から、市場参加資格事業者が応札対象とする発電設備等の名称、供給区域その他必要な情報（以下「電源等情報」という。）の登録申込みを受け付ける。

（電源等情報の審査及び証明書の発行）

第32条の9 本機関は、電源等情報の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。ただし、容量オークションの応札の受付期間中である場合には、受付期間終了後に当該審査を行う。

2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。

3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等情報が登録された旨を証明する電源等情報の登録証明書（以下「電源等情報登録証明書」という。）を当該市場参加資格事業者へ発行する。

4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が不適切と認められた場合は、その理由を市場参加資格事業者へ通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から電源等情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。

～次ページに続く～

【業務規程】

～前ページからの続き～

（市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込みの受付）

第32条の10 本機関は、市場参加資格事業者から、容量市場システムに登録された事業者情報又は電源等情報（以下総称して「市場参加資格事業者の基本情報」という。）の変更又は取消の申込みを受け付ける。

（市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知）

第32条の11 本機関は、市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。ただし、容量オークションの応札の受付期間中である場合には、受付期間終了後に当該審査を行う。

2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。

3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の内容が適切と認められた場合は、必要な変更又は取消の手続きを行う。

4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込みが不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者へ通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。

（市場参加資格事業者の基本情報の登録申込み）

第15条の5 市場参加資格事業者は、本機関による容量オークションの募集への応札を希望する場合は、事前に、次の各号に掲げる市場参加資格事業者の基本情報の登録申込みを行わなければならない。

- 一 事業者情報の登録
- 二 電源等情報の登録

2 一般送配電事業者は、本機関から電源等情報の登録申込みに関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。

（市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込み）

第15条の6 市場参加資格事業者は、容量市場システムに登録した市場参加資格事業者の基本情報の内容に変更が生じ、又は基本情報を取り消す場合には、本機関へ速やかに変更又は取消の申込みを行わなければならない。

2 一般送配電事業者は、本機関から電源等情報の変更又は取消の手続きに関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。

【規程第32条の6～11、指針第15条の5～6】
（参考）事前登録プロセス

事前登録プロセス

入札単位

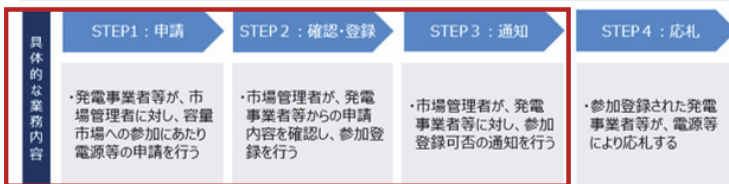
(1) 容量市場への参加登録

3

- 容量市場の実施にあたっては、以下の前提を踏まえた参加要件を定め、参加登録を行う必要がある。
 - 発電事業者等による容量オークションへの参加は任意
 - 国全体に必要なkW価値は全て容量市場で取引される
- 上記前提を踏まえ、入札実施までに以下に示したフロー図のように参加登録を実施してはどうか。
- 容量市場への参加登録における論点は、以下が考えられる。
 - 論点1：発電事業者等の具体的な参加要件
 - 論点2：対象電源の範囲
 - 論点3：電源等の具体的な参加要件（次ページ参照）

オークションの入札単位は電源単位として契約する⁹¹ことを基本とする。

⁹¹ 小規模な電源やネガワット等のDRがアグリゲートして一つの供給力として入札することを妨げるものではない。なお、入札最低容量については今後検討していくこととする。



出所)「第2回 容量市場の在り方等に関する検討会」資料5

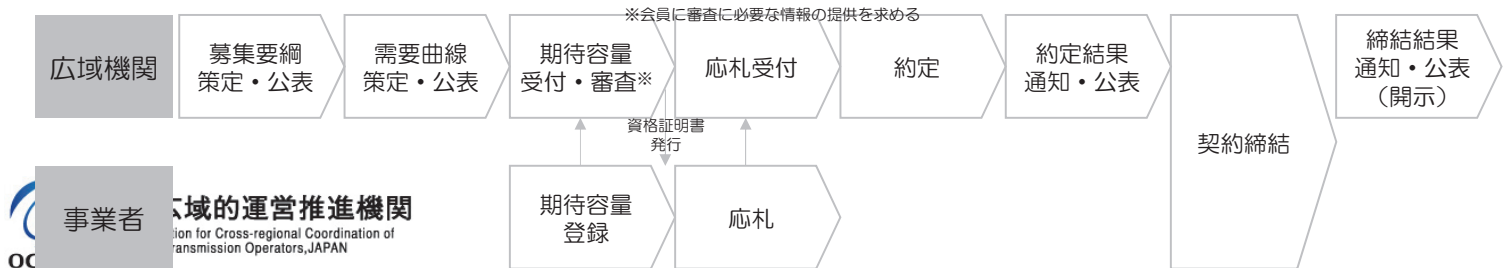
出所)「中間とりまとめ」p.70抜粋

■ メインオークションの実施に係る具体的な内容に関する条文を追加。

【規程第32条の12～第32条の20、指針第15条の7～8】（新規）

- 広域機関は、メインオークションの実施に先立ち、スケジュール・応札条件・応札方法・容量確保契約の様式などの内容を記載した募集要綱を策定し、公表する。
- 中間とりまとめで示された通り、広域機関は需要曲線の原案を作成後、国が関連する審議会等へ提出し、その意見を踏まえて決定し、公表する。
- オークションへの応札を希望する事業者（事前登録を完了している前提）は、募集要綱で指定された受付期間において、期待容量（供給計画値等に基づくもの）の登録を行う。
- 期待容量の登録を完了した事業者は、募集要綱で指定された受付期間において、本機関へ応札価格と応札容量を提出する。
- 広域機関は、需要曲線と事業者からの応札容量・応札価格に基づき、落札者を決定し、当該落札者（容量提供事業者）と容量確保契約を締結する。
- 広域機関は、約定結果や契約締結結果を通知・公表し、契約締結状況の一部内容を必要に応じて開示する。

メインオークションの実施の手順



【業務規程】

第3款 容量オークション

（メインオークション募集要綱の策定及び公表）

第32条の12 本機関は、メインオークションの実施に先立ち、次の各号に掲げる事項を定めた募集要綱（以下「メインオークション募集要綱」という。）を策定し、事業者情報の登録を完了している市場参加資格事業者に通知するとともに、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

一 募集スケジュール

ア メインオークションで募集する供給力（以下「メインオークション目標量」という。）と価格の関係を示した曲線（以下「メインオークション需要曲線」という。）の予定公表期日

イ 電源等情報として登録した設備容量のうち、実需給年度において供給区域の供給力として期待できる容量（以下「期待容量」という。）の登録申込みの受付期間

ウ 応札の受付期間

エ 約定結果の予定公表期日

オ 落札後、本機関と締結する落札結果を内容とする契約（以下「容量確保契約」という。）の締結のための手続期間

カ 容量確保契約の締結結果の予定公表期日

二 対象とする実需給年度の期間

三 メインオークションの参加条件

四 期待容量の登録内容

五 メインオークションの方式

ア 入札形式

イ 約定方法

六 本機関が容量確保契約の締結後に容量提供事業者に対して求める要件（以下「リクワイアメント」という。）

七 本機関が容量提供事業者のリクワイアメントの達成有無を確認する方法（以下「アセスメント」という。）

八 交付条件

九 本機関が第32条の41に基づき科す違約金及び容量市場への参加規制等（以下総称して「ペナルティ」という。）の内容

十 容量確保契約の様式

十一 その他メインオークションの実施に関連する事項

～前ページからの続き～

（メインオークション需要曲線の策定及び公表）

第32条の13 本機関は、メインオークション需要曲線の原案を策定する。

2 本機関は、前項で策定した原案を国が関連する審議会等（以下「国の関連審議会等」という。）に提出し、その意見を求める。

3 本機関は、前項の国の関連審議会等からの意見を踏まえ、メインオークション需要曲線を決定する。

4 本機関は、メインオークション募集要綱に定める予定公表期日において、前項で決定したメインオークション需要曲線を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

（期待容量の登録申込みの受付）

第32条の14 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、メインオークション募集要綱に定める期待容量の登録申込みの受付期間において、電源等情報登録証明書を保有している市場参加資格事業者から期待容量の登録申込みを受け付ける。

～次ページに続く～

～前ページからの続き～

（期待容量の審査及び証明書の発行）

第32条の15 本機関は、前条において期待容量の登録申込みを受け付けた場合は、市場参加資格事業者の基本情報に加え、第32条の41に基づくペナルティの有無及びその他関連情報を勘案し、その内容の妥当性について審査する。

2 本機関は、会員に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。

3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた期待容量が適切と認められた場合は、当該期待容量を容量市場システムへ登録し、市場参加資格事業者に対して登録が完了した旨を通知する。

4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた期待容量が不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者へ通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から期待容量の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。

5 本機関は、期待容量の登録申込みの受付期間中に限り、第3項で期待容量の登録を完了した市場参加資格事業者から、変更又は取消の申込みを受け付ける。その場合において、本機関は、再度、第1項に準じ審査を行う。

6 本機関は、期待容量の登録申込みの受付期間が終了した後、容量市場システムへ期待容量の登録が完了した市場参加資格事業者に対して、メインオークションの参加に必要な資格証明書（以下「メインオークション参加資格証明書」という。）を当該市場参加資格事業者へ発行する。

～次ページに続く～

～前ページからの続き～

（応札の受付、変更、取消）

第32条の16 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、メインオークション募集要綱に定める応札の受付期間において、メインオークション参加資格証明書を保有する市場参加資格事業者（以下「メインオークション参加資格事業者」という。）から応札を受け付ける。

2 前項の受付の際に、本機関がメインオークション参加資格事業者に提出を求める情報（以下「応札情報」という。）は、応札価格及び応札容量とする。ただし、応札容量は本機関が発行したメインオークション参加資格証明書に記載された容量を超えないものとする。

3 本機関は、第1項の応札の受付期間中に限り、メインオークション参加資格事業者から応札情報の変更又は取消を受け付ける。

4 本機関は、第1項の応札の受付期間の開始前に、国に対し、FIT電源に関する情報の提供を求めることができる。

（容量提供事業者の決定）

第32条の17 本機関は、前条の応札の受付期間の終了後、メインオークション募集要綱に基づき、容量提供事業者を決定する。

（メインオークションの約定結果の公表）

第32条の18 本機関は、メインオークション募集要綱に基づき、次の各号に掲げる事項を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

- 一 約定総容量
- 二 約定価格
- 三 約定総額
- 四 その他公表すべき事項

～次ページに続く～

OCCTO

～前ページからの続き～

（容量確保契約の締結、変更及び解約）

第32条の19 本機関は、前条に基づき公表したメインオークションの約定結果にしたがって、メインオークション募集要綱に基づき、容量提供事業者との間で、次の各号に掲げる事項を内容とする容量確保契約を締結する。

- 一 容量提供事業者が実需給年度に提供しなければならない供給力（以下「容量確保契約容量」という。）
- 二 容量提供事業者へ交付する予定の金額（以下「容量確保契約金額」という。）
- 三 実需給年度
- 四 リクワイアメント
- 五 アセスメント
- 六 交付条件
- 七 ペナルティ
- 八 容量確保契約の変更又は解約の条件
- 九 その他容量確保契約に規定すべき事項

2 本機関は、前項の容量確保契約の締結にあたっては、メインオークション募集要綱に定める様式を使用する。

3 本機関は、第1項第8号の容量確保契約の変更又は解約の条件を満たすと認めた場合は、容量確保契約の変更又は解約を行う。

～次ページに続く～

～前ページからの続き～

（容量確保契約の締結結果の公表等）

第32条の20 本機関は、メインオークション募集要綱に基づき、次の各号に掲げる事項を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

- 一 容量確保契約の締結によって確定した約定総容量
- 二 約定価格
- 三 容量確保契約の締結によって確定した約定総額
- 四 その他公表すべき事項

2 本機関は、会員その他電気供給事業者から、応札したメインオークション参加資格事業者の名称及び発電設備等又は電源等リスト（第32条の24第1項にて定義する。）ごとの容量確保契約の締結状況に関する情報の開示を求められた場合、その利用目的等の審査を実施した上で開示する（ただし、個別の発電設備等又は電源等リストを特定できる情報は除く）。

3 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対して、関係する供給区域の容量提供事業者の名称及び容量確保契約容量等の情報（以下「容量提供事業者情報」という。）を提供する。

4 本機関は、前条第3項に基づき、容量提供事業者との間で容量確保契約を変更又は解約した場合、前各項に準じて、容量確保契約を変更又は解約後の情報公表、情報開示及び一般送配電事業者たる会員への情報提供を行う。

（メインオークションにおける容量提供事業者の募集の手順）

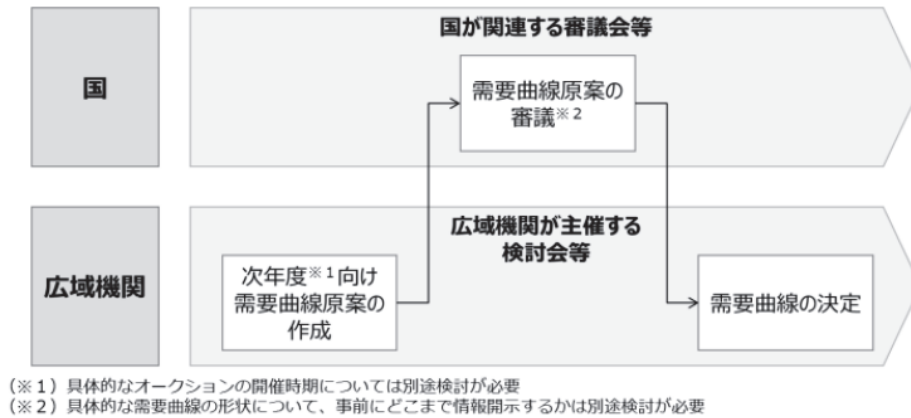
第15条の7 メインオークションにおける容量提供事業者の募集の手順は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 メインオークション募集要綱の策定及び公表 本機関は、業務規程第32条の12に基づき、メインオークション募集要綱を策定し、公表する。
- 二 メインオークション需要曲線の策定及び公表 本機関は、業務規程第32条の13に基づき、メインオークション需要曲線を策定し、公表する。
- 三 期待容量の登録 メインオークションへの応札を希望する市場参加資格事業者は、メインオークション募集要綱に定める期待容量の登録申込みの受付期間において、期待容量の登録を行う。なお、期待容量の登録後、期待容量の受付期間中に限り、期待容量の変更又は取消の申込みを行うことができる。
- 四 応札 メインオークション参加資格事業者は、メインオークション募集要綱に定める応札の受付期間において、応札情報を提出する。なお、応札情報の提出後、応札の受付期間中に限り、応札情報の変更又は取消を行うことができる。

（期待容量の審査の協力）

第15条の8 会員は、本機関から期待容量の登録申込みに関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。

需要曲線策定プロセス



出所 「中間とりまとめ」 p.69抜粋

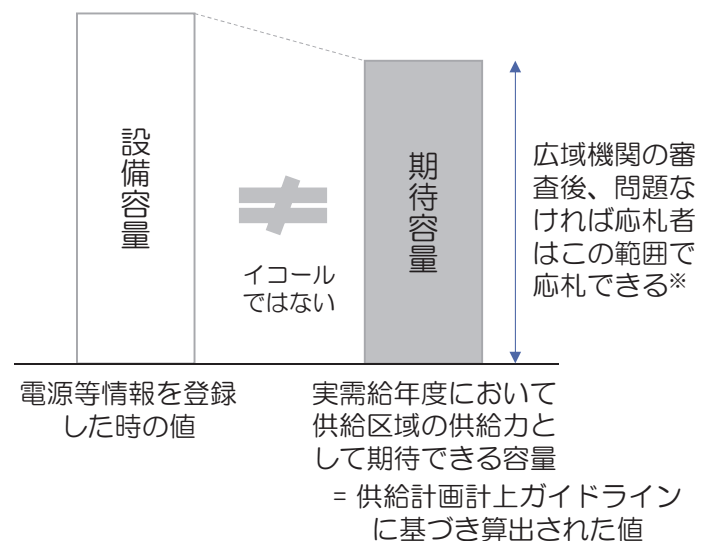
期待容量の登録

仮に、発電事業者等が容量市場で入札する際に用いる期待容量と、供給計画上の数値等に不整合が生じる場合には、市場管理者である広域機関において、参加登録時又は供給計画提出時に理由を確認する等の対応をとることを基本として検討することとする¹⁰¹。

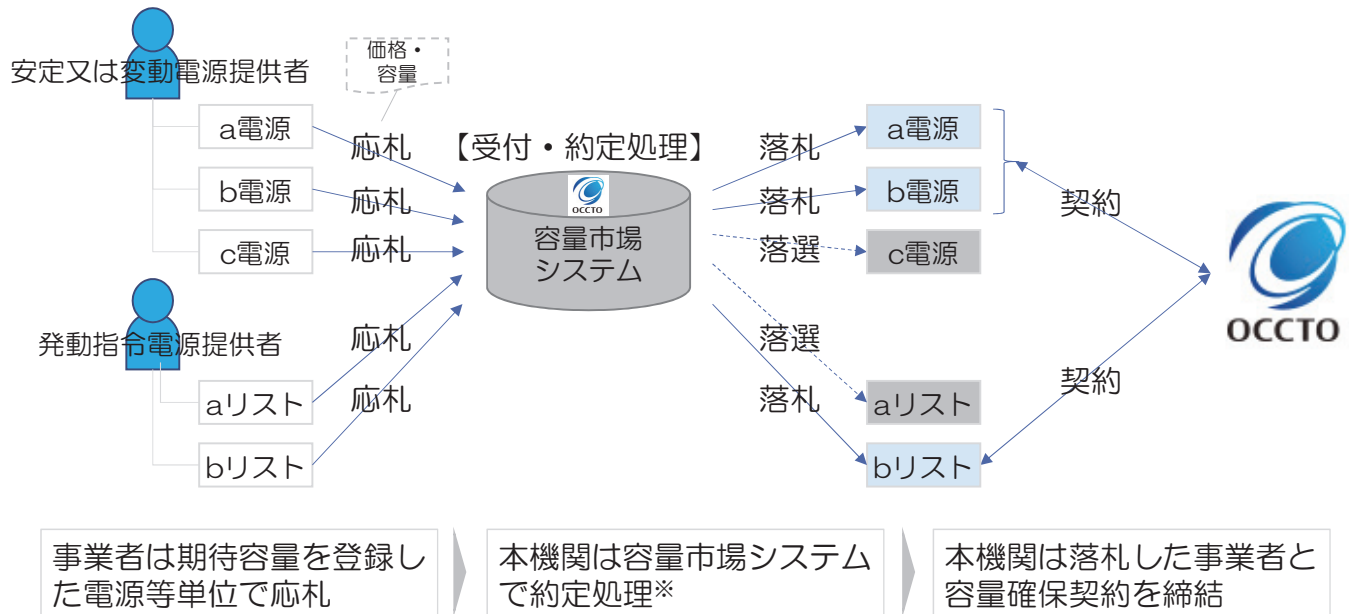
¹⁰¹ 供給計画の届出対象外の者が容量市場で入札する際も、期待容量が適切であるかどうかを検証する必要があり、供給計画に代わる同種の情報提出を求める等の仕組みを検討することとする。

出所 「中間とりまとめ」 p.75抜粋

期待容量の定義



※広域機関は、応札上限容量を記した参加資格証明書を発行する



※電源登録時に審査はしているが、ここでもFIT電源が含まれていないか国に照会する

約定結果の公表項目	契約締結結果	
公表	公表	開示
<ul style="list-style-type: none"> ■ 約定総容量 ■ 約定価格 ■ 約定総額 ■ その他公表すべき事項 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約で確保できた約定総容量 ■ 約定価格 ■ 契約で確定した約定総額 ■ その他公表すべき事項 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 応札したメインオークション参加資格事業者の名称 ■ 発電設備等又は電源等リストごとの容量確保契約の締結状況に関する情報（ただし、個別の発電設備等又は電源等リストを特定できる情報は除く）

契約締結結果の情報開示

2. 容量市場の情報公開・フォローアップ
 (4) その他の情報公表について (相対契約の観点)

- 我が国における落札結果の情報公表は、公表情報では個別電源の落札結果を推定できないようにする、関係者は特定の電源等の落札結果を確認できるようにする、という観点から、下記のように整理してはどうか。
 - 落札結果の情報へのアクセスは関係者に限定する。(利用資格の審査等を実施)
 - 容量市場に参加した「事業者名」を開示する。
 - 電源IDと約定量※を開示する。(落札されなかった電源は約定量をN/Aとして開示する)
 ※個別電源が推定できないように、必要に応じて丸めたり、幅で開示する
 - 事業者と電源IDの紐づけや入札エリアは開示しない。

<表1> 参加事業者名		<表2> 落札状況		
参加事業者名	ユニットID	容量確保契約	落札容量	
北海道電力	00001	あり	3万kW	
東北電力	00002	あり	2千kW	
...	00003	なし	N/A	
...

■ 追加オークションの具体的な内容に関する条文を追加。

【規程第32条の21～23、指針第15条の9～10】（新規）

- ▶ 広域機関は、メインオークションで確保した供給力の増減や需要想定の変化等を考慮し、実需給年度の1年前に追加オークションを実施するか否かの判断を行う。
- ▶ 追加オークションでは、確保した供給力の過不足に応じて、追加で供給力を調達するオークションと余剰分をリリースするオークションのいずれかが実施される（過不足が無い場合、追加オークションは開催されない）。
- ▶ 追加オークションの実施手順は基本的にメインオークションに準じる。ただし、以下の点が異なる；
 - ✓ 需要（供給）曲線は、募集要綱の公表前の追加オークションの実施判断時に作成・公表される。
 - ✓ 期待容量は基本的にメインオークション時に登録した数値を使うので変更不可であるが、直前にならないと供給力が確定しないアグリゲートリソース（DR・小規模電源等）や自家発、追加オークションの調達オークションから参加を希望する新設電源等は、メインオークション後から随時、登録を受け付ける。
 - ✓ なお、リリースオークションの場合は、既にメインオークションで落札して広域機関と容量確保契約を締結した事業者が参加資格者となるため、期待容量の登録は不要となる（容量確保契約を締結している事業者全員に、リリースオークション参加資格証明書が発行される）。

【業務規程】

（追加オークションの実施判断）

- 第32条の21 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、次年度の必要供給力にかかる追加オークションの実施の要否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更又は解約を申し出るか否かを確認するものとする。
- 一 メインオークションの容量提供事業者による容量確保契約の変更又は解約に伴い減少したメインオークションの約定総容量
 - 二 メインオークションの実需給年度における供給区域需要の想定を増減又は予備力及び調整力の適切な水準の変更等に基づき見直した必要供給力
- 2 本機関は、前項に基づき、追加オークションを実施する必要があると判断した場合、調達オークション又はリリースオークションのいずれかを実施する。
- 3 本機関は、前項に基づき、追加オークションを実施する場合、調達オークションで募集する供給力と価格の関係を示した曲線（以下「調達オークション需要曲線」という。）又はリリースオークションで募集する供給力と価格との関係を示した曲線（以下「リリースオークション供給曲線」という。）の原案を策定する。
- 4 本機関は、前項で策定した原案を国の関連審議会等に提出し、その意見を求める。
- 5 本機関は、前項の国の関連審議会等からの意見を踏まえ、調達オークション需要曲線又はリリースオークション供給曲線を決定する。
- 6 本機関は、前項で決定した調達オークション需要曲線又はリリースオークション供給曲線と併せて追加オークションを実施する旨を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

（調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用）

- 第32条の22 第32条の12及び第32条の14から第32条の20の規定は、調達オークションを実施する場合に準用する（ただし、第32条の12第1号アに掲げる事項は除く）。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と読み替える。
- 2 本機関は、第32条の15第6項に基づくメインオークション参加資格証明書の発行後、調達オークションの募集要綱の策定・公表に先立ち、調達オークションへの参加を希望する市場参加資格事業者からの期待容量の登録申込みの受付を開始する。

【業務規程】

～前ページからの続き～

（リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用）

第32条の23 第32条の12、第32条の16から第32条の20の規定は、リリースオークションを実施する場合に準用する（ただし、第32条の12第1号ア、イ、第4号、第6号、第7号、第9号及び第32条の19第1項第1号、第3号から第5号、第7号に掲げる事項は除く）。この場合において、「メインオークション」とあるのは「リリースオークション」、「締結」とあるのは「変更」、「容量提供事業者」とあるのは「容量リリース事業者」と読み替える。

2 本機関は、リリースオークションを実施する場合、送配電等業務指針に定めるところにより、リリースオークションの参加の条件を満たす容量提供事業者に対し、リリースオークション参加資格証明書を発行する。

【送配電等業務指針】

（調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用）

第15条の9 第15条の7の規定は、調達オークションの場合に準用する（ただし、第15条の7第2号は除く。）。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と読み替える。

2 第15条の4第2項第1号アに該当する事業者のうち、メインオークションに應札し、落札できなかった安定電源提供者及び変動電源提供者は、メインオークションへの應札の際に登録した期待容量の変更を行うことができない。

（リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用）

第15条の10 第15条の7の規定は、リリースオークションの場合に準用する（ただし、第15条の7第2号及び第3号は除く。）。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「リリースオークション」、「容量提供事業者」とあるのは「容量リリース事業者」と読み替える。

5. まとめ

(1) 検討項目の整理結果

1. メインオークションと追加オークションの具体的な配分
 - メインオークションでは必要供給力の全量を調達する（メインオークション後の需要の下振れの可能性を勘案して目標調達量は減じないこととする）。
2. 具体的な追加オークションの開催時期と頻度について
 - 追加オークションは実需給前年度の5月～6月に1回実施する。
3. 追加オークションの開催判断について
 - 追加オークションは、想定需要の変化や、供給力の変化に対応するために行うこととする。
 - ① 広域機関は追加オークションの開催判断にあたり、メインオークションで落札された電源等に対し、容量確保契約の解約を申し出るか否かを確認する。
 - ② 想定需要の変化等、目標調達量の変化量を確定する。
 - ③ 需要曲線に供給力の確保量がかい離していれば、基本的に開催する。
4. 追加オークションの参加者・広域機関による売り入札の有無について
 - 発電事業者等の買い入札による参加は認めない。
 - 広域機関による売り入札を行う仕組みを導入する。ただし、広域機関による売り入札の開催判断は、追加オークションの開催前の時点において都度行うこととする（売り入札を行わないこともある）。
 - なお、広域機関が売り入札を行う場合に限り、発電事業者等の買い入札を認める。

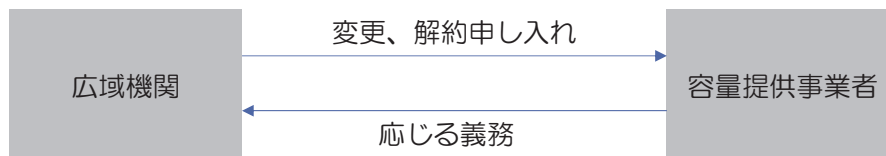
容量確保契約の変更及び解約（新規）：業務規程・送配電等業務指針変更点

- 契約変更及び解約に関する条文を追加。

【規程第32条の19第3項、指針第15条の11】（新規）

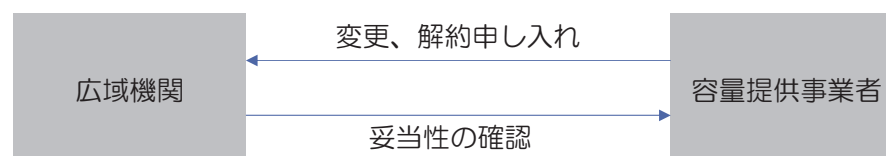
- 容量提供事業者との間で締結した容量確保契約に記載された変更又は解約の条件を満たす場合、広域機関は、当該容量確保契約を変更又は解約する。
- 広域機関からの申し入れの場合、容量提供事業者は当該変更又は解約に応じる義務を有する。

【広域機関から申し入れる場合※1】



※1：指針第15条の17第1～4号に記載されている実需給開始前のアセスメントの結果、容量提供事業者が条件を満たさなかった場合など

【事業者から申し入れる場合※2】



※2：電源差替を行うなど、事業者事由によって変更・解約を行う場合

（容量確保契約の変更又は解約に応じる義務）

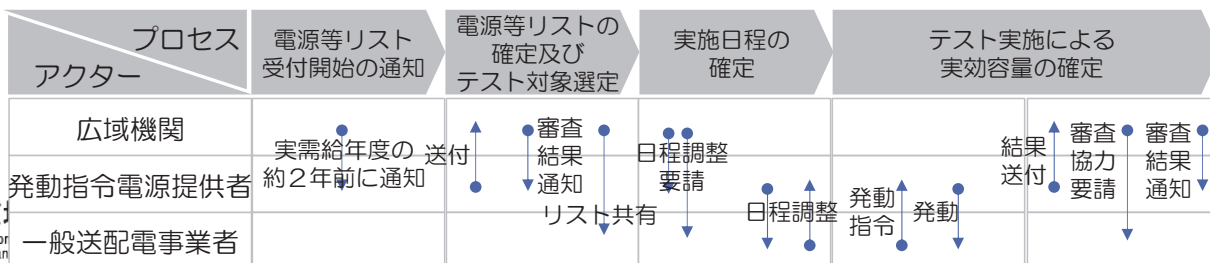
第15条の11 容量提供事業者は、業務規程第32条19第3項に基づき、本機関から容量確保契約の変更又は解約の要請を受けた場合は、これに応じなければならない。



■ 実効性テストに係る具体的な内容に関する条文を追加。

【規程第32条の24～32、指針第15条の12～16】（新規）

- 広域機関は、実需給年度の2年前の実効性テストの実施に先立ち、以下のいずれかに該当する発動指令電源提供者（供給力確認対象事業者）から電源等リストの登録の申込みを受け付ける。
 - ✓ メインオークションの容量確保契約を締結している者
 - ✓ 追加オークションの調達オークションへの参加を希望する者
- 広域機関は、電源等リストの審査を行い、実効性テストを行う必要がある事業者（テスト対象事業者）を選定する。確定した電源等リストは関連するエリアの一般送配電事業者に共有する。
- 実効性テストは以下の手順で実施する。
 - ✓ 広域機関がテスト対象事業者及び関連するエリアの一般送配電事業者に対して実効性テストの日程調整を要請する。
 - ✓ テスト対象事業者は、決定した日程を広域機関へ報告する。
 - ✓ テスト対象事業者は、報告した日程で実効性テストを実施し、結果を広域機関へ提出する。
 - ✓ 広域機関は結果を審査し、実際に提供できた容量（実効容量）をシステムへ登録する。



【業務規程】

（電源等リストの登録申込みの受付）

第32条の24 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、実需給年度の2年前に供給力の実効性を確認する必要がある事業者（以下「供給力確認対象事業者」という。）から、供給力の根拠となる発電設備等又は需要家の情報を掲載したリスト（以下「電源等リスト」という。）の登録の申込みを受け付ける。

2 本機関は、電源等リストの受付期間を供給力確認対象事業者に通知するとともに、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

3 本機関は、電源等リストを作成するために必要な様式を作成し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

（電源等リストの審査及び登録完了の通知）

第32条の25 本機関は、前条第2項の電源等リストの受付期間の終了後、供給力確認対象事業者から受け付けた電源等リストの内容の妥当性を審査する。

2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。

3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等リストの内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等リストの登録が完了した旨を供給力確認対象事業者へ通知する。

4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等リストの内容が不適切と認められた場合は、その理由を供給力確認対象事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、供給力確認対象事業者から電源等リストの登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。

5 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、供給力確認対象事業者から電源等リストの変更又は取消の申込みを受け付ける。その場合において、本機関は、再度、第1項に準じ審査を行う。ただし、送配電等業務指針に定める実需給年度中における変更又は取消の申込みについては、随時審査を行う。

6 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対し、登録又は変更が完了した電源等リストの情報（ただし、発電所又は需要家の名称等は除く。）を提供する。

～次ページに続く～

【業務規程】

～前ページからの続き～

（テスト対象事業者の選定等）

第32条の26 本機関は、前条第3項において登録した電源等リストに基づき、供給力の提供の可否に関するテスト（以下「実効性テスト」という。）の実施に必要な供給力確認対象事業者（以下「テスト対象事業者」という。）を選定する。

2 本機関は、テスト対象事業者に選定しなかった供給力確認対象事業者については、提出された電源等リストに記載されている供給力を実効容量（第32条の29第1項第2号に定義する。）として容量市場システムへ登録し、当該供給力確認対象事業者へ通知する。

（実効性テストの実施日程の調整）

第32条の27 本機関は、前条第1項において選定したテスト対象事業者及びテスト対象事業者の関連する供給区域の一般送配電事業者たる会員（以下「協力一般送配電事業者」という。）に対し、実効性テストの実施日程の調整を求める。

（実効性テストの実施日程の報告の受領）

第32条の28 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、テスト対象事業者から、協力一般送配電事業者と調整した後の実効性テストの実施日程の報告を受け付ける。

2 本機関は、実効性テストの実施日程の報告の受付期間をテスト対象事業者に通知するとともに、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

～次ページに続く～

【業務規程】

～前ページからの続き～

（実効性テスト結果の提出の要請）

第32条の29 本機関は、前条第1項で報告を受けた実効性テストの実施日程に基づき、テスト対象事業者に対して、次の各号に掲げる事項を含む実効性テストの結果（以下「実効性テスト結果」という。）の提出を要請する。

- 一 実効性テストの実施日程
- 二 実際に提供できた供給力（以下「実効容量」という。）
- 三 その他実効性テストに関連する情報

2 本機関は、実効性テスト結果の記録に必要な様式を作成し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

（実効性テスト結果の受領）

第32条の30 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、テスト対象事業者から、実効性テスト結果の提出を受ける。

（実効性テスト結果の審査）

第32条の31 本機関は、前条において実効性テスト結果を受領した場合は、その内容の妥当性について審査を行う。

2 本機関は、協力一般送配電事業者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求めることができる。

（実効性テスト結果の審査結果の通知）

第32条の32 本機関は、前条第1項に基づき審査を行った結果、確定した実効容量をテスト対象事業者に通知する。

～次ページに続く～

【送配電等業務指針】

（供給力確認対象事業者の条件）

第15条の12 業務規程第32条の24第1項に定める供給力確認対象事業者の条件は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 メインオークションの落札後、本機関との間で容量確保契約を締結し、容量提供事業者となった発動指令電源提供者
- 二 調達オークションへの参加を希望する発動指令電源提供者

（電源等リストの登録の申込み）

第15条の13 供給力確認対象事業者は、本機関が定める電源等リストの登録申込みの受付期間において、電源等リストの登録の申込みを行わなければならない。

2 一般送配電事業者は、本機関から電源等リストの登録申込みに関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。

3 供給力確認対象事業者は、電源等リストの作成にあたっては、業務規程第32条の24第3項に基づき本機関が作成した様式を使用しなければならない。

4 一般送配電事業者は、本機関から登録又は変更された電源等リストの情報（ただし、発電所又は需要家の名称等は除く）の提供を受ける。

（電源等リストの変更又は取消の申込み）

第15条の14 供給力確認対象事業者は、次の各号に掲げる期間においてのみ、電源等リストの変更又は取消の申込みを行うことができる。

- 一 電源等リストの登録申込みの受付期間中
- 二 実需給年度の開始直前の本機関が別途定める一定の受付期間中
- 三 実需給年度中

～次ページに続く～

～前ページからの続き～

（実効性テストの手順）

第15条の15 実効性テストの手順は次の各号に掲げるとおりとする。

一 実効性テストの実施日程の報告

テスト対象事業者は、本機関の要請に基づき、協力一般送配電事業者との間で実効性テストの実施日程を調整し、確定した実施日程を本機関へ報告する。

二 実効性テストの実施

テスト対象事業者は、前号に基づき本機関に報告した実施日程において、実効性テストを実施する。

三 実効性テスト結果の提出

テスト対象事業者は、実効性テストの実施後、本機関の要請に基づき、実効性テスト結果を本機関へ提出する。

2 前項の規定にかかわらず、テスト対象事業者は、業務規程第32条の33に定める条件を満たす場合、前項各号の手続を省略することができる。

3 テスト対象事業者は、第1項第3号の実効性テスト結果を記録するにあたっては、業務規程第32条の29第2項に基づき本機関が作成した様式を使用しなければならない。

（実効性テストの実施の協力）

第15条の16 協力一般送配電事業者は、本機関からの要請に基づき、次の各号に掲げる、テスト対象事業者による実効性テストの実施に関する事項について協力しなければならない。

一 テスト対象事業者との実効性テストの実施日程の調整

二 実効性テスト結果の確認

三 その他実効性テストの実施に関し必要な事項



【規程第32条の27～32】 【指針第15条の15～16】
（参考）実効性テストについて

DRに対する実効性テストの実施要請

（容量市場におけるDRの参入要件）

DRについては、約4年前のメインオークション時に実需給時の需要家の需要等を確定することは困難と考えられるが、メインオークション時においても、一定のDRの参加を見込んでおくことが適当であると考えられる。こうした観点から、メインオークションの参加登録時の個々のDRの期待容量をどのように算定するかが課題となる。

DRの期待容量については、参加登録時の需要家の確保状況に基づいて算定される期待容量を基礎としつつ、具体的かつ積み上げ型の分析に基づく需要家確保見通しに基づいて算定される期待容量を加味しつつ、算定することを基本として検討を進めることとする。

ただし、確実な期待容量が確保されていることを担保するため、追加オークションまでに実効性テストを実施するとともに、需要家確保状況の報告を求めることが考えられる。

参加登録時の期待容量の算定時に必要となる書類等や実効性テストの具体的な手法等については、広域機関において詳細を検討することとする。

出所 「中間とりまとめ」 p.93 抜粋

実効性テストの実施時期

- 実効性テストは、アグリゲーターがメインオークションで落札した期待容量を確定する役割がある。
- 実効性テストを行うため、需要家リストはこのタイミングで確定し、市場管理者へ報告する必要がある。
- 需要家リストは、現在の調整力公募で電源1に求めている「集約する需要家等の一覧表」等の資料（需要家リスト等）が考えられるが、引き続き検討を進めることとしたい。
- 実効性テストの実施時期は、追加オークションの実施時期を1年前とした場合、事前の高需要期に確認が必要であることから、2年前の夏～冬季に実施することとしてはどうか。また、具体的な時期については、上記の主旨を前提として、TSOがアグリゲーターとも相談して決めることとしてはどうか。

【メインオークションへの参加イメージ】



出所 「第8回 容量市場の在り方等に関する検討会」 資料3 抜粋

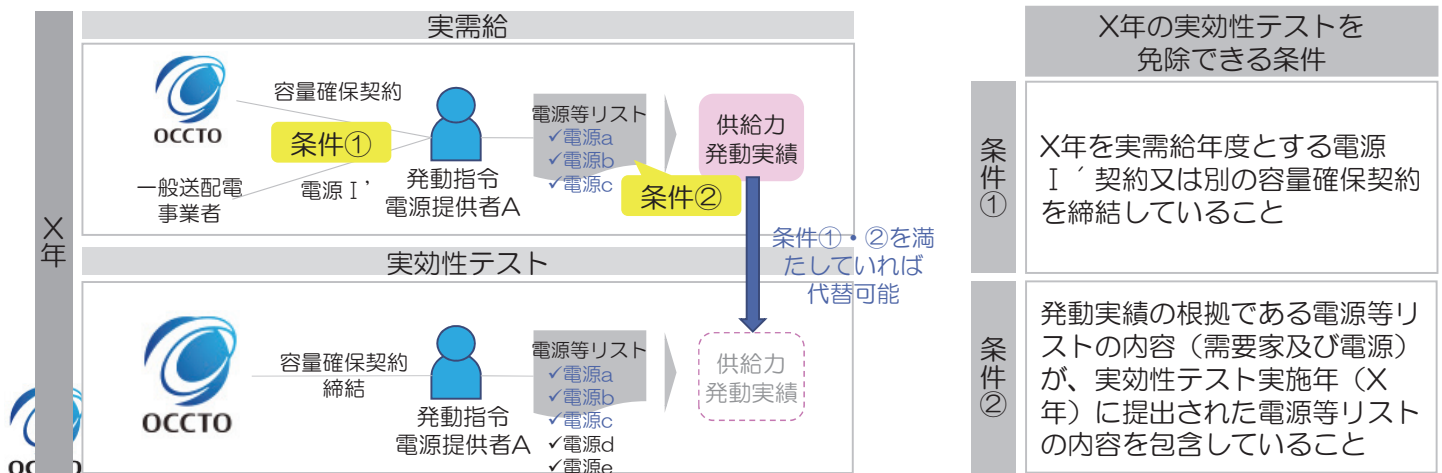


■ 実効性テストの免除に関する条文を追加。

【規程第32条の33、指針第15条の15第2項】（新規）

- ▶ テスト対象事業者は、「実効性テスト結果に代わる実績」を提出した場合、実効性テストの実施を免除することができる
- ▶ 「実効性テスト結果に代わる実績」は以下の2つの条件を満たす必要がある。
 - ✓ テスト対象事業者が、実効性テストの実施年度を実需給年度とする電源 I´ 又は別の容量確保契約を締結していること
 - ✓ 当該実績の根拠となる電源等リストに含まれている需要家及び電源が、実効性テスト実施年度に提出された電源等リストの需要家及び電源を包含していること

発動実績による実効性テストの免除



【業務規程】

（実効性テスト結果の提出の省略）

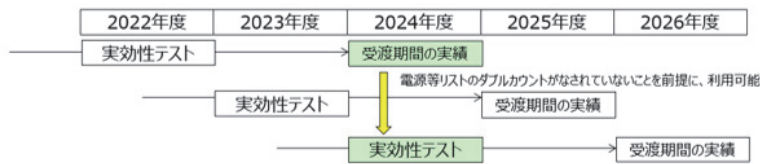
第32条の33 本機関は、テスト対象事業者が、実効性テストの実施年度を実需給年度とする供給力の提供実績を有し、当該供給力提供実績及びその根拠となる電源等リストが容量市場業務マニュアルに定める条件を満たす場合であって、当該テスト対象事業者が当該供給力の提供実績及び電源等リストを提出したときは、第32条の29第1項の実効性テストの結果の提出を省略することができる。

2 前項に基づき供給力の提供実績及び電源等リストの提出を受け付けた場合の審査及び審査結果の通知等の取扱いについては、第32条の31及び第32条の32に準じる。

発動実績の提出による実効性テストの免除

(追加整理13) 実効性テストについて

- 実効性テストは発動指令電源提供者全体の供給能力を確認することを目的とし、リソースとなる電源等の供給力を個々に市場管理者が把握するものではないと整理した。
- ただし、発動指令電源提供者間の電源等のダブルカウント防止のため、電源等リストの確定は実効性テストの前とした。
- 一方で、リソースとなる電源等の負担を減らすことについても検討が必要ではないかとの意見があった。
- そこで、負担軽減の観点から、電源等リストと他の電源等リストでダブルカウントがなされていないことを前提として、発動実績を実効性テストに利用することを認めてはどうか。



出所)「第14回 容量市場の在り方等に関する検討会」資料4 (一部加筆)

アセスメント (新規) : 業務規程・送配電等業務指針変更点

- アセスメントの具体的な対応に関する条文を追加。

【規程第32条の34、指針第15条の17】 (新規)

- 広域機関が容量提供事業者に対して行うアセスメントは、実需給年度開始前と実需給年度中に区分される。
- 実需給年度の開始前のアセスメントは、容量確保契約締結時に未確定であった事項を実需給が開始される前に確認し、供給力提供の確実性を担保するために行われるものである。
 - ✓ メインオークションに落札した発動指令電源提供者は、実需給開始の2年前に電源等リストの提出及び実効性テストを以て供給力を確定しなければならないが、広域機関は、これらが適切に実行され、容量確保契約容量を満たしているか確認する。
 - ✓ 安定電源提供者及び変動電源提供者は、電源等情報や期待容量の登録時にやむを得ず提出できない証憑がある場合、実需給の開始前までに提出しなければならないが、広域機関は、これらが適切に提出されているか確認する。
 - ✓ 広域機関は、容量確保契約締結後にFIT電源となった電源が無いが随時確認する。
- 実需給年度中のアセスメントは、中間とりまとめの前身である中間論点整理(2次)において基本的な方向性が示され、その後、広域機関の検討会においてリクワイアメント及びペナルティと合わせて、需給状況や電源の特性に応じて整理された。
 - ✓ 広域機関は、一般送配電事業者から提出される週間の需給及び調整力に関する計画に基づき、需給ひっ迫のおそれの有無を確認する。
 - ✓ 広域機関は、需給状況及び容量提供事業者の特性に応じて、供給力の確保状況及び提供実績等を確認し、その結果を通知する。
- 容量提供事業者及び一般送配電事業者は、広域機関の求めに応じてアセスメントに必要な情報を提出しなければならない。

【業務規程】

（アセスメントの実施）

- 第32条の34 本機関は、容量確保契約の規定に基づき、容量提供事業者に対してアセスメントを実施する。
- 2 本機関は、必要に応じて、前項のアセスメントの実施に必要な情報の提出を一般送配電事業者たる会員に求めることができる。
- 3 アセスメントの内容及び手順は送配電等業務指針に定める。

【送配電等業務指針】

（アセスメント）

- 第15条の17 本機関が業務規程第32条の34に基づき容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 電源等リストの確認 第15条の12第1号に定める供給力確認対象事業者に対し電源等リストの提出を求め、当該電源等リストの内容の確認を行う。
- 二 実効性テスト結果の確認 実需給年度開始の2年前に、テスト対象事業者に対して実行性テストの実施日程の調整の報告を求め、当該実施日程における実効性テスト結果の確認を行う。
- 三 電源等情報の登録及び期待容量の登録時における未確定事項の確認 電源等情報の登録及び期待容量の登録時において、未確定事項がある容量提供事業者に対し、実需給年度開始までに当該事項の確認を行う。
- 四 F I T電源該当有無の確認 登録された電源等情報に対し、随時、F I T電源の該当有無の確認を行う（国に対し、必要な情報の提供を求める）。
- 五 需給状況と容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績の確認 実需給年度中に容量提供事業者に対して、次のアからウの手順により行う。
- ア 本機関は、別表8-4に掲げる一般送配電事業者から毎週木曜日に提出される供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画（週間計画）に基づき、翌週月曜日から金曜日までの全国及び供給区域における需給ひっ迫のおそれの有無を確認する。
- イ 本機関は、容量提供事業者又は一般送配電事業者から提出されるアセスメントの実施に必要な情報に基づき、需給状況及び容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績等を確認する。
- ウ 本機関は、イで確認したアセスメントの結果を容量提供事業者に通知する。
- 2 一般送配電事業者は、本機関の要請に応じ、前項のアセスメントに必要な情報を提出しなければならない。
- 3 一般送配電事業者は、本機関が行うアセスメントへ協力するため、業務規程第32条の20第3項に基づき、本機関から関係する供給区域の容量提供事業者情報の提供を受ける。

電源特性	実需給年度開始前のアセスメント			実需給年度中
	電源等リスト提出及び実効性テストの実施有無と結果の確認	電源等情報及び期待容量の登録時の未確定事項の確認	FIT電源の該当有無の確認	需給状況に応じた供給力の確保又は提供有無の確認
安定電源提供者	-	○	○	○
変動電源提供者				
発動指令電源提供者	○	-		

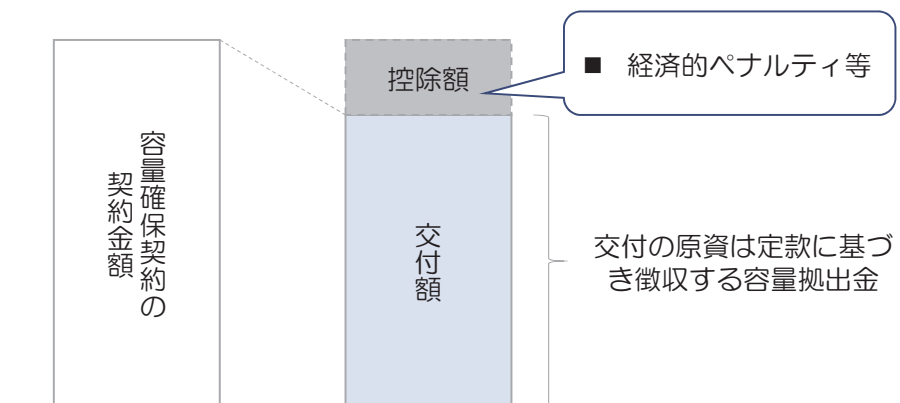
容量確保契約に基づく交付（新規）：業務規程変更点

■ 交付に関する条文を追加。

【規程第32条の35】（新規）

- 広域機関が容量確保契約の規定に基づき、容量提供事業者又は容量リリース事業者（リリースオークションで落札した事業者）に対して交付する金額は、容量確保契約金額を基準として、経済的ペナルティ等の金額を差引いて交付する。
- 広域機関は、小売電気事業者及び一般送配電事業者から徴収する容量拠出金をもって、交付を行う。

容量提供事業者に対する交付金額の考え方



（容量確保契約に基づく交付）

第32条の35 本機関は、容量確保契約の規定に基づき、容量確保契約金額を基準として、容量提供事業者又は容量リリース事業者に対し交付すべき額を算出し、算出された金額を交付する。

2 本機関は、定款に基づき一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員から徴収した容量拠出金をもって、前項の交付を行うものとする。

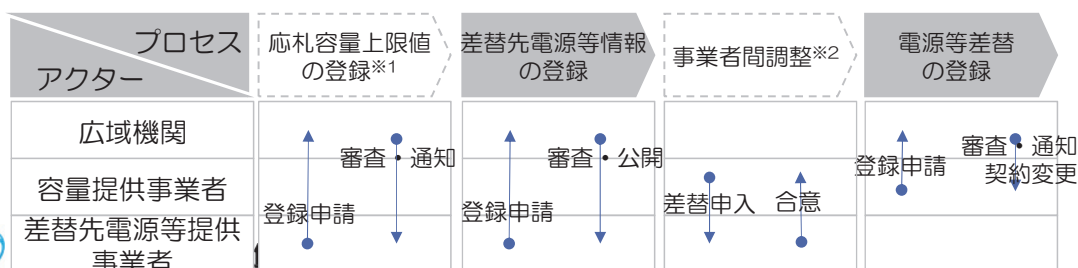


■ 電源等差替の具体的な対応に関する条文を追加。

【規程第32条の36～40、指針第15条の18～19】（新規）

- ▶ 中間とりまとめにおいて、容量市場ではペナルティを回避するための手段の一つとして、一定の条件を満たした場合は電源の差替を認めると整理されている。
- ▶ 差替先となる電源も市場管理者である広域機関が把握する必要があることから、必ず容量市場システム（掲示板）に登録を行う仕組みとする。
- ▶ 差替先電源になれる条件は、基本的に追加オークションのうち調達オークションの参加条件と基本的に同じである（差替えた後の電源や、調達オークションに応札したが落選した電源も差し差替先として登録できる点異なる）。
- ▶ 容量提供事業者は、まず差替先電源等提供者と合意を得てから電源等差替の登録申込みを行う。
- ▶ なお、差替先電源等提供事業者は差替先等電源情報の登録後、必要に応じて適切に情報を変更・取消を行わなければならない。広域機関は、必要に応じて公開を終了することができる。

電源等差替のプロセス



広域機関は、以下の場合、公開を終了する；
① 電源等差替が成立
② 掲載期限が終了
③ 情報が不正確

※1：登録していない場合、事前に行う

※2：広域機関は関与しない



【業務規程】

（差替先電源等情報の登録申込みの受付）

第32条の36 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、容量提供事業者に対して供給力の差し替え（以下「電源等差替」という。）が可能な発電設備等又は電源等リスト（以下「差替先電源等」という。）の提供を希望する市場参加資格事業者（以下「差替先電源等提供者」という。）から、差替先電源等に関する情報（以下「差替先電源等情報」という。）の登録申込みを受け付ける。

2 本機関は、前項の差替先電源等提供者の差替先電源等が期待容量を登録していない場合は、第32条の15第6項に基づくメインオークション参加資格証明書の発行後、差替先電源等提供者から、随時、期待容量の登録の申込みを受け付ける。この場合において、本機関は第32条の15第1項から第5項に準じて審査を行う。

（差替先電源等情報の登録申込みの審査及び登録）

第32条の37 本機関は、前条第1項において差替先電源等情報の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。

2 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた差替先電源等情報の内容が適切と認められた場合は、当該差替先電源等情報を容量市場システムに登録し公開する。

3 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた差替先電源等情報の内容が不適切と認められた場合は、その理由を当該差替先電源等提供者に通知し、容量市場システムへの登録及び公開は行わない。本機関は、差替先電源等提供者から差替先電源等情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じて審査を行う。

（電源等差替の登録申込みの受付）

第32条の38 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、容量提供事業者から電源等差替の登録申込みを受け付ける。

～次ページに続く～

【業務規程】

～前ページからの続き～

（電源等差替の登録申込みの審査等）

第32条の39 本機関は、前条において電源等差替の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。

2 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等差替の登録申込みの内容が適切と認められた場合は、容量提供事業者へ電源等差替が可能である旨を通知するとともに、第32条の19第3項に基づき、容量確保契約の変更を行う。

3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等差替の登録申込みの内容が不適切と認められた場合は、その理由を当該容量提供事業者に通知する。本機関は、容量提供事業者から電源等差替の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じて審査を行う。

（差替先電源等情報の公開の終了）

第32条の40 本機関は、次の各号に掲げた条件のいずれかに該当する場合は、差替先電源等情報の公開を終了する。

- 一 電源等差替が成立した場合
- 二 差替先電源等情報の登録時に設定した掲載公開期限が終了した場合
- 三 差替先電源等提供者が、必要に応じて、差替先電源等情報を適切に変更又は取消を行っていない場合

（差替先電源等情報の登録の条件）

- 第15条の18 差替先電源等提供者が安定電源提供者又は変動電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれの条件にも該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。
- 一 第15条の4第2項第1号ア又はイに掲げる調達オークションの参加条件を満たしていること（ただし、差替後の発電設備等も含む）、又は、調達オークションに応札され、落札されていないこと
 - 二 対象とする実需給年度に応じた期待容量が登録されていること
- 2 差替先電源等提供者が発電制約電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれの条件にも該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。
- 一 第15条の4第2項第1号ウに掲げる調達オークションの参加条件を満たしていること（ただし、差替後の電源等リストも含む）、又は、調達オークションに応札され、落札されていないこと
 - 二 電源等リストの登録又は実効性テスト結果の提出により、対応する実需給年度に応じた期待容量が確定していること
- 3 差替先電源等提供者は、差替先電源等情報を登録するに先立ち、期待容量の登録申込みを行わなければならない。
- 4 差替先電源等提供者は、容量市場システムに登録した差替先電源等情報の変更又は取消が必要になった場合は、適切に変更又は取消を行わなければならない。

（電源等差替）

- 第15条の19 容量提供事業者は、次の各号のいずれの条件にも該当する場合に限り、電源等差替の登録の申込みを行うことができる。
- 一 電源等差替の相手方が容量市場システムに登録されている差替先電源等であること
 - 二 差替先電源等提供者との合意が得られていること



【規程第32条の36～40、指針第15条の18～19】
（参考）差替について

差替えの許容

（電源の差し替え）

落札者がやむを得ない理由により供給力を提供できない場合には、実需給⁹²の一定期間前までに市場管理者がその理由の妥当性を確認した上で、容量オークションで落札していない電源等⁹³との差し替えを認めることとし、さらに、相対取引による差し替えも認めることで、全体として必要な供給力を確保しつつ、ペナルティリスクを小さくできるような仕組みとすることを基本とする。

なお、売惜しみによる市場価格の高騰を防ぐため、差し替えが過度に必要とならないようなペナルティの水準や監視の在り方等について検討を行うこととする。

差替えの条件

- 電源差し替えを認める条件は、差し替え元電源、差し替え先電源において、市場操作や売り借しみをを行った事実がないことが重要であり、その観点から、差し替え先電源は容量オークションに応札した（落札できなかった）電源とすることを基本とする。
- 前項の妥当性確認に加え、下記のいずれかの場合を差し替えを認める条件として整理してはどうか。
 - ✓ ① 差し替え元電源が稼働不可能となり、当該電源で供給力を提供することが困難な場合
 - ✓ ② 差し替え元電源が稼働可能だが、差し替えにより、経済的に供給力を提供できる場合
 - － 具体的には、燃料費用が安い等、経済的に供給力提供を行う合理的な理由がある場合が考えられる。
 - － なお、差し替え先電源が、新設の前倒し等の、オークション時には供給力として確定しておらず応札していない電源の場合は、参加登録プロセスにおいて、供給力としての確認に加えて、市場操作や売り借しみをを行った事実がないことが確認できれば、差し替え先電源として認めない。

		差し替え先電源		
		落札できなかった電源等	差し替えが行われた後の電源等 （元差し替え元電源）	オークション時に供給力として確保できることが確定していなかった電源等
差し替え元電源	稼働不可能	① 当該電源で供給力を提供することが困難		
	稼働可能	② 経済的に供給力を提供することが可能		

出所) 「中間とりまとめ」p.70抜粋

出所) 「第12回 容量市場の在り方等に関する検討会」資料3抜粋

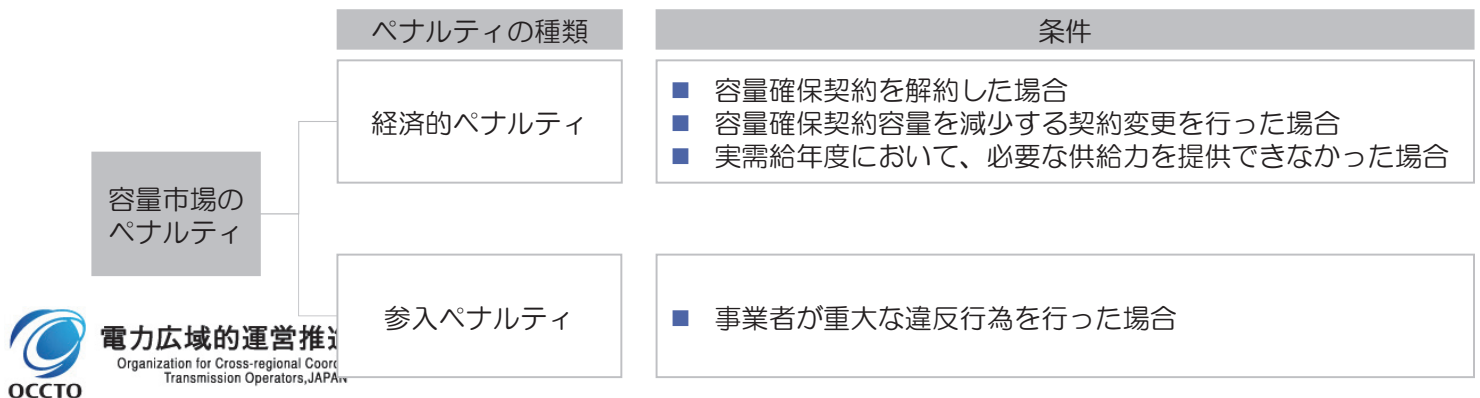


- ペナルティの具体的な対応に関する条文を追加。

【規程第32条の41】（新規）

- 中間論点整理において、ペナルティは経済的ペナルティと参入ペナルティの2種類あることが示された。
- また、容量市場検討会において、経済的ペナルティは追加オークションの開催判断によって容量提供事業者へ返金されることもあり得ることが整理された。
- さらに、容量市場検討会において、広域機関が受領した経済的ペナルティは、毎年度、小売電気事業者へ還元されるものと整理された（ただし、経済的ペナルティによる違約金がある場合）。
- 広域機関は、必要に応じて、ペナルティを科した事業者を公表することができる。

容量市場におけるペナルティの種類と条件



【業務規程】

（ペナルティ）

- 第32条の41 本機関は、定款、本規程、送配電等業務指針、オークション募集要綱、容量確保契約その他容量市場に関連する法令等に違反する行為を行った電気供給事業者（以下「ペナルティ対象事業者」という。）に対して、次の各号に定めるペナルティを科することができる。
- 一 経済的ペナルティ 本機関は、次のアからウの条件に該当するペナルティ対象事業者に対し、容量確保契約に基づき違約金の支払いを求める。
 - ア 容量確保契約を解約した場合
 - イ 容量確保契約容量を減少する契約変更を行った場合
 - ウ 実需給年度において、容量確保契約に規定された条件に基づき、必要な供給力を提供できなかった場合
 - 二 参入ペナルティ 本機関は、重大な違反行為を行ったペナルティ対象事業者に対し、有識者を含めた委員会において妥当性を審議した上で、容量オークション及び特別オークション（第32条の42第1項にて定義する。）への参加の一部又は全部を禁止する。
- 2 本機関が業務規程第32条の21に基づき追加オークションの実施の要否の判断を行う前に、前項第1号ア又はイの条件により経済的ペナルティに基づく違約金の支払いを行ったペナルティ対象事業者は、次のアからウのいずれかに掲げる条件に該当する場合において、本機関から違約金の全部又は一部の返金を受ける。
- ア 追加オークションが開催されない場合
 - イ リリースオークションが実施される場合
 - ウ 調達オークションが実施されたが、メインオークションよりも経済的に必要供給力を確保できた場合
- 3 本機関は、毎年度、ペナルティ対象事業者から受領した経済的ペナルティに基づく違約金を小売電気事業者たる会員へ還元する。
- 4 本機関は、ペナルティ対象事業者に対してペナルティを科した後、必要に応じて、当該ペナルティ対象事業者の名称を公表することができる。

ペナルティの方向性

⑭ペナルティ

- 経済的ペナルティとして、容量市場における対価の支払から減額することや、落札時に保証金の事前支払を求める場合は返還額を減額すること、追加的な金銭の支払を求めること等。
- 参入ペナルティとして、正当な理由なくリクワイアメントを満たせなかった場合には、翌年度以降の一定期間は容量市場への参加を制限すること等。
- やむを得ない理由による稼働停止分については、追加的な金銭の支払としてのペナルティは求めないことが原則。
- ペナルティ対象となる事業者等の確認については、広域機関が一般送配電事業者と連携して行う。
- ペナルティの詳細については、経済的ペナルティと参入ペナルティの強度とバランスを考慮し、広域機関における検討結果も踏まえて最終的に決定。

出所) 「中間論点整理(第2次・概要)」抜粋

経済的ペナルティの返金条件

4. 我が国の追加オークションについて

18

(4) 発電事業者等による買い入れ・広域機関による売り入れの有無について

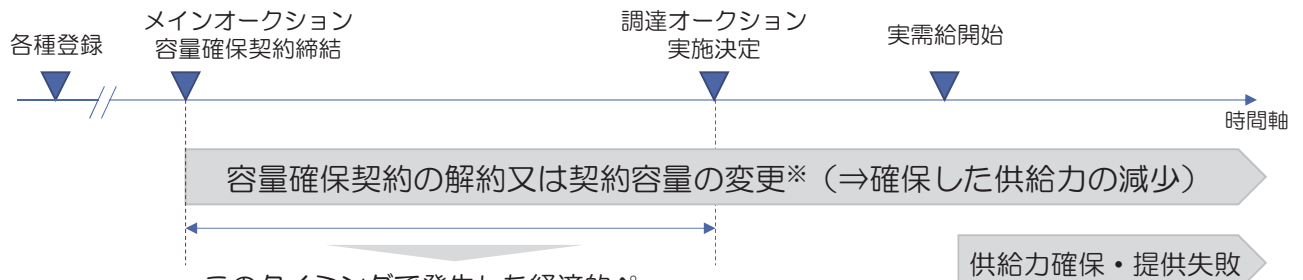
- これまで、供給力確保の蓋然性を高めるために、早い段階での電源差し替えや、市場退出の申し出を行う事を促すような制度設計を行ってきたところ。
- 具体的には、市場管理者は、追加オークション後に供給力を追加調達できないため、追加オークションまでの市場退出のインセンティブとして、ペナルティ額をメインオークション約定価格と追加オークション約定価格の差額とし、ペナルティ上限額はメインオークション約定価格の5% (10%よりも低くする) とした。
- また、市場退出により収益を得る仕組みは設けていない。
- 次に、電源差し替えは、新電力等が差し替え先電源を確保しやすくする観点から重要であるため、電源差し替えを行う場合は、掲示板を活用することを条件としたこと、また、差し替え条件は多種多様 (kW 価値のみの移転だけでなく、付帯条件が必要となることも考えられる) であるため、機械的に差し替えを決定せず、具体的な契約条件は個別に協議を行うこととした。
- したがって、追加オークションで発電事業者等による買い入れは、市場退出 (電源差し替えでなく) としての参加が考えられる。
- ただし、追加オークションの約定価格によっては、市場退出による収益を得ることが期待できることとなってしまったため、追加オークションの開催まで市場退出を行わないことにインセンティブを与えることとなり、供給力確保の蓋然性を高めるための制度設計と齟齬をきたすのではないかと。
- 以上から、発電事業者等の買い入れによる参加を認めないこととしてはどうか。

※ 広域機関は追加オークション開催にあたり、メインオークションで落札された電源等に対し、容量確保契約の解約 (市場退出) を申し出るか否かを確認し、その容量確保契約の解約状況も踏まえて、追加オークションの開催を判断する。

※ 追加オークションが開催されない場合、または追加オークションの約定価格がメインオークションより下回った場合、追加オークションまでに容量確保契約の解約を申し出た電源等は市場退出のペナルティを課されない。

出所) 「第15回 容量市場の在り方等に関する検討会」資料4 抜粋

経済的ペナルティの返金発生のタイミング



このタイミングで発生した経済的ペナルティは、以下の場合返金される

- ① 追加オークションが開催されない (⇒供給力の過不足が無い)
- ② 追加オークションのうちリリースオークションが実施される (⇒供給力が余剰)
- ③ 追加オークションのうち調達オークションが実施されたが、約定価格がメインオークションよりも低い (⇒結果的に経済最適で必要供給力を確保)

※実効性テストの失敗、調整電源に指示できる契約の未締結、その他解約・変更の申し出等を想定

経済的ペナルティ等の小売電気事業者への還元

3. 関連する整理事項

(2) 経済的ペナルティ、容量拠出金の未回収分の精算方法

18

- 受渡し期間における経済的ペナルティの還元や容量拠出金の未回収分の精算については、これまで還元先（市場管理者、発電事業者、小売電気事業者）や回収の確実性について議論してきた。
- 今回、市場分断による値差等は、市場管理者に積み上げるのではなく、容量拠出金に還元することを配賦の基本的な考え方として整理した。そのため、還元や未回収分についても、同様に、市場管理者に積み上げるのではなく、容量拠出金に反映することとしてはどうか。
- 経済的ペナルティの還元や容量拠出金の未回収分は、市場退出時同様、小売電気事業者に反映してはどうか。 具体的には、還元が未回収分を上回る場合は小売に還元し、還元が未回収分を下回る場合は小売から追加徴収することとしてはどうか。
 - 小売電気事業者または発電事業者への精算が考えられるが、容量市場の仕組みとしては、発電事業者がオークション結果で契約を結ぶこと、その容量拠出金を小売電気事業者へ配賦することから、還元や未回収分は小売電気事業者への配賦に反映させることが適当ではないか。
 - 発電事業者のリクワイアメント未達による経済的ペナルティの還元と、小売電気事業者の契約不履行による未回収分の追加は、通常は還元される可能性の方が高いのではないか。
 - 我が国では、発電事業者に対するインセンティブ設計（契約以上に供給力提供を行った発電事業者に経済的ペナルティを還元）は行っていない。
 - 受渡し期間においては、平常時のリクワイアメント未達（計画外停止等）もあるため、市場退出時の配賦とは異なり、小売電気事業者全体に反映してはどうか。
- 以上から、預託金や銀行保証等の設定（第8回対応案1～3）は行わないこととしてはどうか。
 ※還元・未回収分の精算は、請求・支払いのタイミング等を踏まえ、年度内に精算する。

参入ペナルティの適用について

3. 支配的事業者への対応の検討
 (5) 参入ペナルティについて

41

- 容量市場において市場支配力の行使が認められた場合や、正当な理由なくリクワイアメントを満たせなかった場合には、容量市場において参入ペナルティを課すと整理している。
- 参入ペナルティは、一定期間、容量市場への参加を制限することや、一定期間、容量市場から受け取る対価を減額することが考えられる。また、電源等だけでなく、事業者に対して課すことも考えられる。
- 参入ペナルティの具体的な内容は、上記を基本とし、行使された支配力等の状況に応じて実効的なペナルティとなるよう、個別に設定すること（予め詳細には規定しないこと）としてはどうか。
- なお、参入ペナルティの適用については、その妥当性について、広域機関において、有識者等を含めて審議し、決定することとしてはどうか。

※ 広域機関の会員に対する指導・勧告についても、別途適用することもありうる。

出所) 「第18回 容量市場の在り方等に関する検討会」資料3 抜粋

特別オークション（新規）：業務規程変更点

74

- 緊急時における特別オークションの実施に関する条文を追加。

【規程第32条の42】（新規）

- メインオークションや追加オークションが不調の場合、又は政策的な対応等が必要となった場合は、特別オークションを実施する旨が整理された。

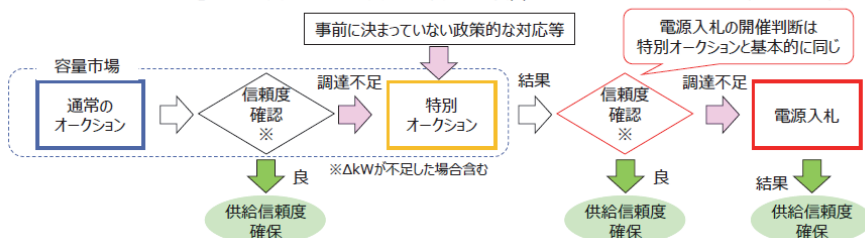
特別オークションの実施条件

4. 容量市場と電源入札制度の関係について

10

- 容量市場における通常のオークション（メイン、追加）、特別オークション、及び電源入札制度の関係は以下のように整理してはどうか。
 - ✓ 容量市場導入後の電源入札の開催判断は、特別オークションと基本的に同じとしてはどうか。
 - 具体的には、容量市場における調達不足の場合、及び、事前に決まていない政策的な対応が必要となった場合等としてはどうか。
 - ✓ 通常のオークションにおいて調達不足の場合等は、特別オークションを開催してはどうか。（P.8）
 - ✓ 特別オークションを開催しても調達不足が解消しなかった場合等は、電源入札を実施してはどうか。（※）

※ 電源入札の実施判断に、特別オークションの開催を条件とするものではない。（直接、電源入札を実施することありうる）
 ※ 電源入札の実施判断は、現行通り、検討開始判断を行う。（機械的な実施判断ではなく、慎重な判断が必要である）
 ※ 特別オークション及び電源入札で落札した電源は、その調達対象期間は、通常のオークションに参加できない。
 ※ 特別オークション及び電源入札を実施した場合、実施が必要となった要因を分析し、容量市場の仕組みを見直すことも必要。



出所) 「第17回 容量市場の在り方等に関する検討会」資料4 抜粋

（緊急時における特別オークションの実施）

第32条の42 本機関は、この節の規定にかかわらず、容量オークションで確保した容量確保契約容量から将来における需給のひっ迫のおそれその他安定供給の維持が困難になることが明らかになった場合又はその他本機関が必要と認めた場合は、特別の条件を設定した入札（以下「特別オークション」という。）の実施の可否を決定する。

2 本機関は、前項の決定後、速やかに特別オークションの募集要綱を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

■ その他容量市場の運営に必要な業務に関する条文を追加。

【規程第32条の43～46】（新規）

- 中間とりまとめ及び容量市場検討会において、広域機関は継続的に容量市場の機能の検証・改善を行う旨が整理された。
- 広域機関は、容量市場の運営状況の内容を含む報告書を作成し、公表する。
- オークションの目標調達量の設定等には、シミュレーションツールが必要となるため、その旨を明記した。
- 市場管理者である広域機関には、応札価格や電源情報など事業者の経営に係わる情報が集まることになるため、当該情報は、原則、秘密情報として取り扱う旨を明記した。

機能の改善

（容量市場の情報公開・フォローアップ）

容量オークションの開催において、事前に上限価格を公開するか、事後に約定結果を公開するか¹²⁹等、どこまでの情報公開を行うかについては、海外事例も参考に、公正な競争の観点や市場支配力行使を防止する観点から、その範囲を決める必要がある。

容量市場における参加者の行動や入札結果、容量の増減について確認し、広域機関や監視等委員会とも連携しながら、容量市場が効果的に機能しているかどうかを定期的に検証していくことが考えられる。

検証の結果を踏まえ、市場が効果的に機能していないことが疑われる場合は、必要に応じて既存の制度にとらわれずに見直しを実施する枠組みを設ける等対応を検討していくこととする。

出所 「中間とりまとめ」 p.95抜粋

2. 容量市場の情報公開・フォローアップ
(7) まとめ

- 広域機関における容量市場のフォローアップは、下記の通り、実施してはどうか。
- 検証のポイントは（1）市場競争の状況、及び（2）容量市場に求められる機能がそれぞれ効果的に働いているか確認することとしてはどうか。
- 市場競争の検証は毎年行い、容量市場に求められる機能の検証は初回を容量受渡初年度の翌年に遅くとも行うこととしてはどうか。
- 広域機関は、経済産業省と連携して、容量市場の検証を実施することとしてはどうか。
- 広域機関は、定期的な検証を踏まえて、容量市場のルール等の見直しを行う。なお、重要な変更は、広域機関の検討会等で議論を行うとともに、国の審議会等での議論を踏まえて必要なルール変更を行う。



- ・ルール等の見直しは、広域機関の検討会で議論するとともに、国の審議会等での議論内容を踏まえ必要なルール変更を行う。
- ・毎年、市場競争の検証を行う。
- ・初回の包括的検証は容量受渡初年度の翌年に遅くとも行う。
- ・検証結果は、報告書としてまとめ、公表する。

出所 「第18回 容量市場の在り方等に関する検討会」資料3 抜粋

【業務規程】

（容量市場の機能の検証）

第32条の43 本機関は、実施した容量オークション及び特別オークションの結果を定期的に評価し、継続的に有識者を含めた委員会における検討及び国の関連審議会等における審議の結果を踏まえ、必要に応じて容量市場の機能及び業務の改善等について検討する。

（報告書の作成）

第32条の44 本機関は、容量市場の運営状況の内容を含む報告書を作成し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

（分析ツールの具備）

第32条の45 本機関は、この節各条の業務を行うため、容量オークションのシミュレーションを行うために必要な分析ツールを備える。

2 本機関は、業務の実施を通じて得られた知見を踏まえ、分析ツールの改良又は新たな分析ツールの導入について検討を行う。

（情報の取扱い）

第32条の46 本機関は、容量市場に係る情報を、原則として、秘密情報として適切に取り扱う。

- 容量市場における特別オークションの結果も電源入札等の検討開始要件となる旨を規定。

【業務第35条】【指針第17条】（変更）

- 容量市場検討会において、特別オークションを実施しても調達不足が解消しなかった場合等は電源入札等を実施する旨が示された（ただし、現行ルールの見直し判断はそのまま維持する）。

4. 容量市場と電源入札制度の関係について

10

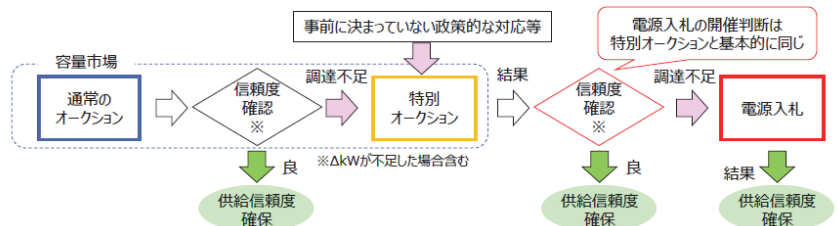
- 容量市場における通常のオークション（メイン、追加）、特別オークション、及び電源入札制度の関係は以下のよう整理してはどうか。
 - ✓ 容量市場導入後の電源入札の開催判断は、特別オークションと基本的に同じとはどうか。
 - 具体的には、容量市場における調達不足の場合、及び、事前に決まっていない政策的な対応が必要となった場合等としてはどうか。
 - ✓ 通常のオークションにおいて調達不足の場合等は、特別オークションを開催してはどうか。（P.8）
 - ✓ 特別オークションを開催しても調達不足が解消しなかった場合等は、電源入札を実施してはどうか。（※）

※ 電源入札の実施判断に、特別オークションの開催を条件とするものではない。（直接、電源入札を実施することありうる）

※ 電源入札の実施判断は、現行通り、検討開始判断を行う。（機械的な実施判断ではなく、慎重な判断が必要である）

※ 特別オークション及び電源入札で落ちた電源は、その調達対象期間内は、通常のオークションに参加できない。

※ 特別オークション及び電源入札を実施した場合、実施が必要となった要因を分析し、容量市場の仕組みを見直すことも必要。



業務規程	＜変更前＞	業務規程	＜変更後＞
	<p>（電源入札等の検討の開始）</p> <p>第35条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>二～三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2（略）</p>		<p>（電源入札等の検討の開始）</p> <p>第35条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>二～三（略）</p> <p><u>四 第32条の42に基づく特別オークションを実施したにもかかわらず、必要な供給力を確保できなかった場合</u></p> <p>2（略）</p>
	<p>送配電等業務指針</p> <p>＜変更前＞</p> <p>（電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項）</p> <p>第17条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>三（略）</p> <p>四（略）</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>（新設）</p>		<p>送配電等業務指針</p> <p>＜変更後＞</p> <p>（電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項）</p> <p>第17条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>三（略）</p> <p>四（略）</p> <p>ア・イ（略）</p> <p><u>五 容量市場における供給力の確保状況（特別オークションが実施された場合に限る。）</u></p>

- 指導・勧告を行う条件として、容量市場におけるペナルティに従わなかった場合を追加。

【規程第179条】（変更）

- 業務規程第32条の41には容量市場のペナルティを規定しているが、当該規定に従わない場合は、送配電等業務指針違反として指導・勧告の対象となるため、その旨を明記する。
- なお、特に不適切な行為を行った電気供給事業者に対しては、ペナルティと合わせて指導・勧告を行うこともあり得る。

業務規程 <変更前>

(指導・勧告の実施)

第179条 (略)

一～五 (略)

(新設)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

2 (略)



業務規程 <変更後>

(指導・勧告の実施)

第179条 (略)

一～五 (略)

六 第5章第1節の容量市場の運営業務において、電気供給事業者が第32条の4.1に規定するペナルティに従わないとき

七 (略)

八 (略)

九 (略)

2 (略)

- 容量市場のアセスメントのために、発電契約者には発電計画の内訳の提出を求める旨を追加。

【指針第139条】（変更）

- 容量市場検討会では、広域機関は発電販売計画を用いて容量市場のアセスメントを行うことが示された。
- 現行ルールでは、balancing groupの代表者である発電契約者が発電販売計画を提出しているが、容量市場のアセスメントは電源単位で行うため、発電計画の内訳を提出して頂く必要がある。

2. 取りまとめ結果について
(4) 平常時の市場応札（従来型電源）

	リクワイアメント	アセスメント	経済的ペナルティ
発電事業者の 計画停止時間	リクワイアメント	アセスメント	経済的ペナルティ
発電事業者の 市場応札	リクワイアメント	アセスメント	経済的ペナルティ
継続的かつ 変動する市場応札	リクワイアメント	アセスメント	経済的ペナルティ

51

	リクワイアメント	アセスメント	経済的ペナルティ
前回までのまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 稼働可能な電源における余力を応札する。 ➢ 相対契約等を締結している場合、小売電気事業者が活用しない余力を市場へ応札すること。 1. 「稼働可能な計画となっている電源等」は、「計画停止の申し出を行っていない電源等」を指す。 2. 小売電気事業者が活用しない余力は、小売電気事業者との通告確定後における余力を対象とする。 3. 市場へ応札する余力は、燃料制約等の事業者の制約がある場合は減額することを認める。 4. 市場へ応札したものの、落札されなかった場合、リクワイアメント違反とは見做さない。 5. バランス停止を予定している電源の不経済な起動は求めない。(※) ※「バランス停止中の電源の扱いは、別ページにて整理。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業者から提出される以下の申告値等により、リクワイアメント未達成量を算定する。 (1) 発電販売計画(※) (2) 事業者からの卸電力市場への応札量の申告値 (3) 作業停止計画 ※ 送配電等業務指針に基づき発電販売計画をイメージしているが、詳細は引き続き整理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 経済的ペナルティは設定しない。(リクワイアメントとして定め、遵守することを求めることとする。送配電等業務指針の違反に対する指導・勧告の標に、リクワイアメントを逸脱するような行為に対し、広域機関はその行為を行った事業者へ向けた対抗措置(例えば、逸脱行為者へのリクワイアメント遵守要請、名称の公表など)を行うことを明確化する。)
追加整理			<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に経済的ペナルティを設定するのではなく、問題のある行為があった場合は、参入ペナルティを課す、という仕組みとする。

2. 取りまとめ結果について
(7) 需給ひっ迫のおそれがあるとき（従来型電源）

	リクワイアメント	アセスメント	経済的ペナルティ
発電事業者の 計画停止時間	リクワイアメント	アセスメント	経済的ペナルティ
発電事業者の 市場応札	リクワイアメント	アセスメント	経済的ペナルティ
継続的かつ 変動する市場応札	リクワイアメント	アセスメント	経済的ペナルティ

54

	リクワイアメント	アセスメント	経済的ペナルティ
前回までのまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 需給ひっ迫のおそれがあるとき、稼働可能な計画となっている電源等(※)は、小売電気事業者との契約により電気を供給すること。若しくは、スポット市場等の卸電力市場、需給調整市場に応札すること。加えて、一般送配電事業者の指示があった場合に電気を供給すること等。 1. 「小売電気事業者との契約により電気を供給すること」は、小売電気事業者等に電気を供給するとして「発電計画」及び「販売計画」を提出していることとする。 2. 「卸電力市場・需給調整市場」に応札することとは、 <ul style="list-style-type: none"> ① 小売電気事業者が活用しない余力は、小売電気事業者との通告確定後における余力を対象とする。 ② 市場へ応札する余力は、燃料制約によって減額することを原則認めない。 ③ 市場へ応札したものの、落札されなかった場合、リクワイアメント違反とは見做さない。 3. 「一般送配電事業者の指示があった場合に電気を供給すること」とは、ゲートクローズ後等に供給余力のある電源等が、一般送配電事業者からの電気の供給指示に対し、適切に対応することとする。 ※ 「稼働可能な計画となっている電源等」は、需給ひっ迫のおそれがある状態となるまでに「計画停止」の申し出を行っていない電源等を指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業者から提出される以下の申告値等により、リクワイアメント未達成量を算定する。 (1) 発電販売計画 (2) 事業者からの卸電力市場への応札量の申告値 (3) 作業停止計画 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ リクワイアメント未達成量 (kW) から、以下にてペナルティ額を算定する。 ・ ペナルティレート (¥/kW-h) = 容量収入額 × 100% ÷ (容量確保契約量 (kW) × Z (h)) ・ なお、Zとは、1年間で需給ひっ迫のおそれがあるときとなることが想定される時間とする。 ・ 経済的ペナルティ額 = リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート ➢ 経済的ペナルティの月間上限額は、容量収入額の1/6 (≒18.3%)とする。 ➢ 経済的ペナルティの年間上限額は、容量収入額の110%とする。
追加整理	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 需給ひっ迫のおそれがあるとき、対応可能な範囲で計画停止の中止を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「一般送配電事業者の指示があった場合に電気を供給すること」に適切に対応しなかった場合、その時のゲートクローズ後の供給余力は全てリクワイアメント未達成量として計上する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 計画停止の中止は経済的ペナルティの対象外とする。

2. 取りまとめ結果について
 (11) 需給ひっ迫のおそれがあるとき（自然変動再エネ）

	リクワイアメント	アセスメント	経済的ペナルティ
平常時の計画停止等	従来型電源 アップグレード		
平常時の市場応札	自然変動 従来型電源 アップグレード		
需給ひっ迫のおそれがあるとき	自然変動 従来型電源 アップグレード		

	リクワイアメント	アセスメント	経済的ペナルティ
前回までのまとめ			
追加整理	<ul style="list-style-type: none"> > 計画外停止しないこと。 ・ 自然変動再生可能エネルギー電源は出力調整が難しいため、市場応札や一般送配電事業者からの指示等に対応することはリクワイアメント対象外とする。 <p>(参考) 従来型電源の場合 需給ひっ迫のおそれがあるときに、稼働可能な計画となっている電源等は、小売電気事業者との契約により電気を供給すること、若しくは、スポット市場等の卸電力市場・需給調整市場に応札すること、加えて、一般送配電事業者の指示等があった場合に電気を供給すること等。</p>	<ul style="list-style-type: none"> > 事業者に提出を求める電源の作業停止計画と発電販売計画から、リクワイアメント未達量を求める。 (1) 作業停止計画 (2) <u>発電販売計画</u> 	<ul style="list-style-type: none"> > リクワイアメント未達量 (kW) から、以下にてペナルティ額を算定する。 ・ ペナルティレート (¥/kW・h) = 容量収入額 × 100% ÷ (容量確保契約量 (kW) ・ Z (h)) ・ Zとは、1年間で需給ひっ迫のおそれがあるときとなることが想定される時間とする。 ・ 経済的ペナルティ額 = リクワイアメント未達量 × ペナルティレート > 経済的ペナルティの月間上限額は、容量収入額の1/6 (≒18.3%)とする。 > 経済的ペナルティの年間上限額は、容量収入額の110%とする。

出所) 「第14回 容量市場の在り方等に関する検討会」資料4 抜粋

送配電等業務指針 <変更前>	送配電等業務指針 <変更後>
第139条 (略) 2 (略) 一～三 (略) 3 (略) 4 第2項第1号にかかわらず、発電契約者は、 <u>一般送配電事業者から、系統運用上の必要性に基づき、発電地点別又は発電機別ごとの発電の内訳の記載を求められた場合には、これを発電計画に記載しなければならない。</u>	第139条 (略) 2 (略) 一～三 (略) 3 (略) 4 第2項第1号にかかわらず、発電契約者は、 <u>次の各号に掲げる場合において、発電地点別又は発電機別ごとの発電の内訳の記載を求められたときは、これを発電計画に記載しなければならない。</u> 一 <u>一般送配電事業者からの系統運用上の必要性に基づく要請があった場合</u> 二 <u>本機関からの容量市場の運営上の必要性に基づく要請があった場合</u>

- 事業者コード等の取得は、計画提出のみならず容量市場への参加のためにも必要となる旨を追記。

【指針第269条】（変更）

- ▶ 現在、広域機関の事業者コードを取得する必要が無い事業者が容量市場に参加を希望する場合、広域機関システムではなく、容量市場システムを通じて事業者コードを取得して頂くことになる。

送配電等業務指針 <変更前>

（事業者コード等の申請）

第269条 託送供給契約者、発電契約者、需要抑制契約者その他電気供給事業者は、本機関に対し、需要調達計画等、発電販売計画等、需要抑制計画等及び供給計画を広域機関システムを通じて提出するため、次の各号に掲げる当該システムで使用する番号（コード）の発行を本機関に申請しなければならない。

一～八（略）

（新設）

2 本機関は、前項により申請を受け付けた場合は、申請のあった事業者に対しコードを発行するとともに、その内容を一般送配電事業者に通知する。

送配電等業務指針 <変更後>

（事業者コード等の申請）

第269条 託送供給契約者、発電契約者、需要抑制契約者その他電気供給事業者は、需要調達計画等、発電販売計画等、需要抑制計画等及び供給計画を広域機関システムを通じて本機関に提出するため、次の各号に掲げる当該システムで使用する番号（コード）の発行を本機関に対し申請しなければならない。

一～八（略）

2 市場参加資格事業者は、容量市場システムへの市場参加資格事業者の基本情報の登録申込み等を行うために必要な場合、前項各号に掲げるコードの発行を、本機関に対し申請しなければならない（ただし、前項の申請によりコードの発行を受けた市場参加資格事業者は除く。）。

3 本機関は、前各項により申請を受け付けた場合は、申請のあった事業者に対しコードを発行するとともに、その内容を一般送配電事業者に通知する。

■ 施行期日及び経過措置に関する条文を追加。

【規程附則第1条、指針附則第1条】（新規）

- 定款の施行期日に合わせて施行する。

【規程附則第3条】（新規）

- 中間取りまとめにおいて、容量市場導入に伴う小売電気事業者への事業環境の激変緩和措置として、発電事業者等へ交付する金額から一定率を控除する措置（以下「経過措置」）を導入することが決められた。
- また、この経過措置は2010年度末以前に建設された発電設備等を対象としたものであり、2030年を実需給年度とする容量オークションの実施時に廃止する旨が示された。

経過措置導入の決定

（経過措置）

容量市場を導入した場合と導入しない場合を比較すると、中長期的には総コストは同等の水準に収斂していくものと考えられる。他方で、電源投資にはリードタイムが存在するため、2020年の容量市場の開設直後においては、直ちに供給力が変化するとは考えにくく、卸電力市場の kWh 価格に与える影響は限定的と考えられる。このため、容量市場の導入から当面の間は、小売事業環境の激変緩和の観点から、一定の経過措置を講じることも考えられる。

出所)「中間とりまとめ」P.84 抜粋

経過措置の内容

- 容量市場開設時点の控除 kW は、経過措置起算時点以前からの電源の容量(kW)に一定の比率をかける形で算定する。一定の比率については、そうした電源について、維持のための修繕費等や追加投資に要する支出も勘案して定める。
- 経過措置起算時点については、現在進行中の建設案件への影響を防ぐ観点から現時点より前に設定することが適当であり、かつ、①東日本大震災前後で電気事業を巡る環境が大きく激変したこと、②10年目程度まで減価償却コストが多く発生し固定費コストが高いことなどから、東日本大震災発生時点(2010年度末)とする。
- 容量市場開設時点の控除率は、経過措置起算時点以前に建設された全ての電源(旧既設電源)の7割とし、2020年以降、段階的に減少させていくこととする¹¹⁶⁾。
- 2030年時点では、経過措置起算時点以降2020年までに建設された既設電源(新既設電源)も、全て建設後10年以上が経過することから、旧既設電源と新既設電源との公平性を確保する観点や、容量市場開設後一定期間後には卸電力市場価格の価格低減に寄与することが考えられることを踏まえ、2030年(容量の受け渡し時点)には経過措置を終了させることとする。

出所)「中間とりまとめ」P.85 抜粋

【業務規程】

附則（ 年 月 日）

（施行期日）

第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

2 前項にかかわらず、第32条の2から第32条の46、第35条及び第179条並びに附則第3条は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。

（略）

第2条 （略）

（経過措置対象電源に係る容量確保契約金額の算出）

第3条 本機関は、2010年度末以前に建設された発電設備等（以下「経過措置対象電源」という。）に係る容量確保契約金額に関しては、別表1に掲げる算出式に基づき算出する。

2 別表1の控除率は、容量オークションの実施年度ごとに定率で減少するものとし、2030年度を実需給年度とする容量オークションの実施時に廃止する。

別表1 経過措置対象電源に係る容量確保契約金額の算出式

経過措置対象電源に係る容量確保契約金額の算出式	容量確保契約金額 = 容量確保契約容量 × (1 - 控除率※1) × 約定価格
-------------------------	--

（※1）本機関が別途定める

【送配電等業務指針】

附則（ 年 月 日）

（施行期日）

第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

2 前項にかかわらず、第15条の2から第15条の19まで、第17条、第139条及び第269条の規定は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。

- ▶ 容量市場導入に伴うルール変更（定款・業務規程・送配電等業務指針）（参考1-1、1-2）
 - 容量市場において、広域機関が市場管理者として行う業務を規定
 - 容量市場において、電気供給事業者が行う業務を規定
- ▶ その他ルール変更（業務規程・送配電等業務指針）
 - 系統情報公表に関するルール整備の機動性確保のためのルール変更（参考2）
 - ✓ 系統情報公表のルール整備の機動性確保のため、別表を削除
 - FIT期間満了となる低圧のFIT電源対応に伴うルール変更
 - ✓ スwitching支援システムの利用可能範囲に低圧FIT卒業電源を追加等
 - 計画ルール変更
 - ✓ 冬季需要についての検証等を追加
 - 運用ルール変更
 - ✓ 下げ調整力の活用、下げ調整力が不足する場合の措置について、電力貯蔵装置が用いられているため明記



系統情報公表に関するルール整備の機動性確保のためのルール変更（変更）
 : 業務規程・送配電等業務指針変更点

■ 第12回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において、「国等における一定の検討のプロセスを経て示されるガイドライン等を踏まえて、広域機関のルールに定めている事項のうち、詳細な事項は、関係規程類の見直し等により手続きを合理化し、ルール整備の機動性を向上させる。」と整理された。
 上記整理に伴い、業務規程・送配電等業務指針の関係条文を変更する。
【規程 第168条、指針 第245条、第246条】（変更）

広域機関におけるルール整備の機動性の向上

- 広域機関では、法律、政省令、ガイドラインなどにおいて示された措置等について業務規程、送配電等業務指針（以下「ルール」という。）に規定することで実施を担保している。
- 例えば、系統情報の公表については、国が公表の考え方を示した系統情報の公表の考え方（以下「系統情報ガイドライン」という。）を策定し、これを踏まえて公開・開示すべき情報項目、公表時期、更新頻度の詳細を、広域機関のルールでそれぞれ定めている。
- 系統情報ガイドラインの改定を踏まえ、広域機関のルールを変更する場合、パブリックコメント、評議員会の議決、総会の議決（業務規程のみ）、理事会の議決、経済産業大臣の認可といった**複数の所要のプロセスが電事法等に基づき規定**されている。
- このため、既に国において審議や関連する規程のパブリックコメントを実施しているにも関わらず、現状の仕組みでは詳細かつ技術的な内容も含め、一連のルール整備に更に数か月時間を要することになる。
- この点、系統情報ガイドラインを踏まえて広域機関のルールに記載されている内容（公開・開示する情報項目、公表時期、更新頻度等）について、例えば**広域機関のルールとは別に定める（すなわち、系統情報ガイドラインの改定がなされれば、広域機関のルールの変更は不要となる）**こととすれば、**より機動的にルールの整備を行い、系統情報の公開・開示を早期に実現させることができる。**
- このように国等における一定の検討のプロセスを経て示されるガイドライン等を踏まえて、広域機関のルールに定めている事項のうち、詳細な事項は、関係規程類の見直し等により手続きを合理化し、ルール整備の機動性を向上させてはどうか。

系統情報の公表に関するルール体系（イメージ）

・ルール策定に関するガバナンス確保を前提に機動性向上に資する仕組みを検討。

	現状	今後
系統情報の公表の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ エネ庁のガイドラインにて規定 ➢ 広域機関の業務規程・送配電等業務指針に反映 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ エネ庁のガイドラインにて規定 ➢ 広域機関の業務規程・送配電等業務指針にエネ庁のガイドラインに定める事項に従う旨規定（エネ庁のガイドラインの改定に伴う広域機関のルールの変更が不要）
公開・開示する情報	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 広域機関の業務規程送配電等業務指針にて規定 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 広域機関が決定・公表（複数の所要のプロセスを合理化し、ルール整備の機動性を向上）



【業務規程】 <変更前>

(系統情報の公表)
第168条 (略)
2 前項により公表する情報の項目及び公表時期は、別表12-1に定めるところによる。
3 (略)

別表12-1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期

情報の項目	公表時期 (更新周期)
(a) (略)	(略)
(b) (略)	(略)
(c) (略)	(略)
(d) (略)	(略)
(e) (略)	(略)
(f) (略)	(略)
(g) (略)	(略)
(h) (略)	(略)
(i) (略)	(略)

(※1)～(※11) (略)

【業務規程】 <変更後>

(系統情報の公表)
第168条 (略)
2 前項により公表する情報の項目のほか、国の政策方針又は審議会等における審議の結果を考慮の上、本機関が必要と認める項目及び当該情報の公表時期等は、本機関の理事会において定め、その結果を公表する。
3 (略)

(削除)



【送配電等業務指針】<変更前>

(系統情報の公表)
第245条 一般送配電事業者及び送電事業者は、系統情報ガイドラインに基づき、次の各号に掲げるものを除き、電力系統の利用に資する情報を当該一般送配電事業者及び送電事業者のウェブサイトにおいて公表する。
一 国や地方公共団体の重要な機能の喪失に繋がるおそれがあるもの
二 特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関するもの
2 前項により公表する情報の項目、公表手段及び公表時期は、別表13-1に定めるところによる。
3 電気事業者は、本機関が系統情報ガイドラインに基づき、系統情報の公表を行うために必要となる情報を、遅滞なく本機関に提供しなければならない。

(事業者の要請に基づく情報の提示)
第246条 一般送配電事業者及び送電事業者は、系統連系希望者から当該検討に必要な情報の提示の要請があった場合は、前条第1項各号に該当する情報を除き、別表13-2に定める情報を提示する。
2 前項により提示する情報の項目、提示手段及び提示時期は、別表13-2に定めるところによる。
3 一般送配電事業者及び送電事業者は、第1項の情報の提示に際し、次の各号に掲げる措置を講じることができる。
一 閲覧者の事前登録
二 閲覧目的の明確化
三 秘密保持契約の締結
四 その他提示する情報の保護のために必要な措置

別表13-1 一般送配電事業者及び送電事業者が公表する情報及び公表の手段、時期

情報項目	公表の手段	公表時期
(a)～(g) (略)	(略)	(略)

(※1)～(※4) (略)
別表13-2 一般送配電事業者及び送電事業者が個々の要請に応じて提示する情報及び提示の手段、時期

情報項目	提示手段	提示時期
(a)～(c) (略)	(略)	(略)

(※1)、(※2) (略)

【送配電等業務指針】<変更後>

(系統情報の公表)
第245条 一般送配電事業者及び送電事業者は、系統情報ガイドラインに基づき、電力系統の利用に資する情報を公表する。
一・二 (削除)
2 業務規程第168条第2項で規定している本機関の公表内容のうち、一般送配電事業者及び送電事業者が公表すべき内容については、一般送配電事業者及び送電事業者が公表する。
3 電気事業者は、本機関が系統情報ガイドラインに基づき、系統情報の公表を行うために必要となる情報を、遅滞なく本機関に提供しなければならない。

第246条 削除



- ▶ 容量市場導入に伴うルール変更（定款・業務規程・送配電等業務指針）（参考1-1、1-2）
 - 容量市場において、広域機関が市場管理者として行う業務を規定
 - 容量市場において、電気供給事業者が行う業務を規定
- ▶ その他ルール変更（業務規程・送配電等業務指針）
 - 系統情報公表に関するルール整備の機動性確保のためのルール変更（参考2）
 - ✓ 系統情報公表のルール整備の機動性確保のため、別表を削除
 - FIT期間満了となる低圧のFIT電源対応に伴うルール変更
 - ✓ スwitching支援システムの利用可能範囲に低圧FIT卒業電源を追加等
 - 計画ルール変更
 - ✓ 冬季需要についての検証等を追加
 - 運用ルール変更
 - ✓ 下げ調整力の活用、下げ調整力が不足する場合の措置について、電力貯蔵装置が用いられているため明記

FIT期間満了となる低圧のFIT電源対応に伴うルール変更（変更） ：送配電等業務指針変更点

- 2019年11月以降より発生する、FIT期間満了によりFIT卒業となる低圧の電源を対象に、スイッチング支援システムによる託送異動申込を可能とするように対応する。
- 上記に伴い、送配電等業務指針の関係条文を変更する。
 【指針 第247条、第251条、第253条、第266条】（変更）

住宅用太陽光のFIT買取期間終了後の基本的な考え方

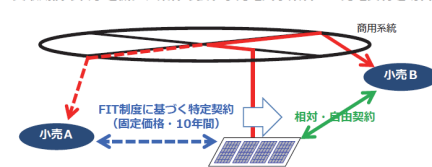
2

- 2009年に開始された余剰電力買取制度の適用を受け導入された住宅用太陽光発電設備は、2019年以降順次、10年間の買取期間を終えることとなる。
 - FIT制度による買取期間が終了した電源については、法律に基づく買取義務はなくなるため、
 - ▶ 電気自動車や蓄電池と組み合わせるなどして自家消費すること
 - ▶ 小売電気事業者やアグリゲーターに対し、**相対・自由契約で余剰電力を売電**することが基本。
 - こうした環境変化は、
 - ▶ 住宅用太陽光発電設備を設置している需要家にとっては、**自家消費型のライフスタイルへの転換を図る契機**となり、
 - ▶ 小売電気事業者やアグリゲーターにとっては、**新たな供給力と需要を獲得するビジネスチャンス**となる（例：余剰電力の買取と小売供給をセットで提供）
- ことから、FIT制度からの自立に向けた市場環境を醸成するためにも、**買取期間の終了とその後のオプション等について、官民一体となって広報・周知を徹底**することが重要ではないか。

新たな売電契約に切り替え、小売電気事業者Aへの売電を継続



買取期間の終了を機に、条件の良い小売電気事業者Bへ売電契約を切り替え



：送配電等業務指針変更点

【送配電等業務指針】＜変更前＞

（スイッチング支援システム）
 第247条 スwitching支援システムを通じて行うことのできる業務は、低圧需要者及び高圧需要者並びに低圧FIT電源（FIT電源のうち低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。）を保有する発電設備設置者に関する次の各号に掲げる業務（以下「スイッチング支援対象業務」という。）とする。但し、第3号の使用量情報照会については、契約電力500キロワット以上の高圧需要者及び特別高圧需要者に関するものも含む。

- 一 供給地点特定番号検索（高圧需要者に係るものを除く。）
- 二 供給地点設備情報照会（高圧需要者に係るものを除く。）
- 三 使用量情報照会（低圧FIT電源に係るものを除く。）
- 四 託送等異動業務（高圧需要者、低圧FIT電源の再点及び需要抑制量調整供給契約に係るものを除く。）
- 五 スwitching廃止取次（低圧FIT電源に係るものを除く。）
- 六 業務処理状況照会
- 七 小売電気事業者情報照会

2 （略）
 3 （略）

【送配電等業務指針】＜変更後＞

（スイッチング支援システム）
 第247条 スwitching支援システムを通じて行うことのできる業務は、低圧需要者、高圧需要者、低圧FIT電源（FIT電源のうち低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。）を保有する発電設備設置者及び低圧FIT卒業電源（FIT電源契約の実績がある電源で、FIT電源契約を終了した発電設備のうち、低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。）を保有する発電設備設置者に関する次の各号に掲げる業務（以下「スイッチング支援対象業務」という。）とする。ただし、第3号の使用量情報照会については、契約電力500キロワット以上の高圧需要者及び特別高圧需要者に関するものも含む。

- 一 供給地点特定番号検索（高圧需要者に係るものを除く。）
- 二 供給地点設備情報照会（高圧需要者に係るものを除く。）
- 三 使用量情報照会（低圧FIT電源及び低圧FIT卒業電源に係るものを除く。）
- 四 託送等異動業務（高圧需要者の再点、高圧需要者のアンペア変更、低圧FIT電源の再点、低圧FIT電源の託送供給契約の切替え、低圧FIT電源のアンペア変更、低圧FIT卒業電源のアンペア変更及び需要抑制量調整供給契約に係るものを除く。）
- 五 スwitching廃止取次（低圧FIT電源に係るものを除く。）
- 六 業務処理状況照会
- 七 小売電気事業者情報照会

2 （略）
 3 （略）

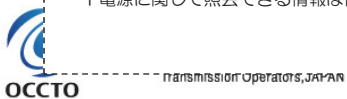


（供給地点設備情報照会）
 第251条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。但し、低圧FIT電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。

2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。但し、低圧FIT電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。

（供給地点設備情報照会）
 第251条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。ただし、低圧FIT電源及び低圧FIT卒業電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。

2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。但し、低圧FIT電源及び低圧FIT卒業電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。



：送配電等業務指針変更点

【送配電等業務指針】＜変更前＞

（託送等異動業務）
 第253条（略）

- 一 （略）
- 二 需要者の移転等に伴う電気の使用の開始（以下「再点」という。）
- 三・四 （略）
- 五 需要者及び発電者の情報の変更

【送配電等業務指針】＜変更後＞

（託送等異動業務）
 第253条（略）

- 一 （略）
- 二 需要者又は発電設備設置者の移転等に伴う電気の使用の開始又は発電の開始（以下「再点」という。）
- 三・四 （略）
- 五 需要者及び発電設備設置者の情報の変更



（低圧FIT電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合）
 第266条 低圧FIT電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、本章の規定は、「供給地点特定番号」を「受電地点特定番号」、「供給地点」を「受電地点」、「需要者」を「発電設備設置者」、「小売供給」を「特定供給」及び「小売供給契約」を「特定契約」と読み替えて適用するものとする。但し、第254条、第255条、第257条及び第259条から第261条までは適用しない。

（新設）

（新設）

（低圧FIT電源及び低圧FIT卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合）
 第266条 低圧FIT電源及び低圧FIT卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、この章の規定は、「供給地点特定番号」を「受電地点特定番号」、「供給地点」を「受電地点」、「需要者」を「発電設備設置者」、「小売供給」を「特定供給」及び「小売供給契約」を「特定契約」と読み替えて適用するものとする。

2 前項にかかわらず、低圧FIT電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条、第252条から第255条、第257条及び第259条から第261条までは適用せず、低圧FIT卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条、第252条、第253条、第255条第2項及び第3項並びに第257条は適用しない。

3 第1項にかかわらず、一般送配電事業者と電気の特定契約を締結している低圧FIT電源がFIT買取期間満了に伴うスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条及び第252条から第262条までを適用しない。



- ▶ 容量市場導入に伴うルール変更（定款・業務規程・送配電等業務指針）（参考1-1、1-2）
 - 容量市場において、広域機関が市場管理者として行う業務を規定
 - 容量市場において、電気供給事業者が行う業務を規定
- ▶ その他ルール変更（業務規程・送配電等業務指針）
 - 系統情報公表に関するルール整備の機動性確保のためのルール変更（参考2）
 - ✓ 系統情報公表のルール整備の機動性確保のため、別表を削除
 - FIT期間満了となる低圧のFIT電源対応に伴うルール変更
 - ✓ スwitching支援システムの利用可能範囲に低圧FIT卒業電源を追加等
 - 計画ルール変更
 - ✓ 冬季需要についての検証等を追加
 - 運用ルール変更
 - ✓ 下げ調整力の活用、下げ調整力が不足する場合の措置について、電力貯蔵装置が用いられているため明記

計画ルール変更（変更）：業務規程・送配電等業務指針変更点

- 今後、冬季需要についても検証する必要性が高いことや、需要想定要領等について、公表のみで問題ないことが会員へ確認できたこと等から、関係規程類を変更。
【規程 第19条～第23条、指針 第4条、第5条】（変更）

【送配電等業務指針】 <変更前>

【送配電等業務指針】 <変更後>

(供給区域需要の想定)の検証)
第5条 一般送配電事業者は、本機関に対し、次の各号に掲げる区分に応じ同号に掲げる期限までに、供給区域需要の実績及び需要実績に対する気温等による影響量に関する情報を提出しなければならない。
一～二 (略)
三 当年度の夏季最大需要電力 毎年10月末日。但し、冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域については、冬季最大需要電力に関する提出期限を毎年翌年度5月末日とする。
(新設)
2 (略)
3 一般送配電事業者は、前項の比較及び検証に際しては、気温、人口、経済動向その他の需要に影響し得る要因及びその影響量について検証しなければならない。
4 (略)
一 (略)
二 最大需要電力に関する検証結果 毎年10月末日。但し、冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域については、毎年5月末日とする。
(新設)
5 (略)
別表2-1 検証する需要想定と比較対象とする需要実績

比較対象とする需要実績実績	検証する需要想定
前年度の需要電力量	前年度計画の第1年度
当年度の夏季最大3日平均電力	当年度計画の第1年度
前年度の冬季最大3日平均電力(※)	前年度計画の第1年度

(※) 冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域のみ対象とする。



(供給区域需要の想定)の検証)
第5条 一般送配電事業者は、本機関に対し、次の各号に掲げる区分に応じ同号に掲げる期限までに、供給区域需要の実績及び需要実績に対する気温等による影響量に関する情報を提出しなければならない。
一～二 (略)
三 当年度の夏季最大需要電力 毎年10月末日

四 前年度の冬季最大需要電力 毎年5月末日
2 (略)
3 一般送配電事業者は、前項の比較及び検証に際しては、気象、人口、経済動向その他の需要に影響し得る要因及びその影響量について検証しなければならない。
4 (略)
一 (略)
二 当年度の夏季最大需要電力に関する検証結果 毎年10月末日

三 前年度の冬季最大需要電力に関する検証結果 毎年5月末日
5 (略)
別表2-1 検証する需要想定と比較対象とする需要実績

比較対象とする需要実績実績	検証する需要想定
前年度の需要電力量	前年度計画の第1年度
当年度の夏季最大需要電力	当年度計画の第1年度
前年度の冬季最大需要電力	前年度計画の第1年度

【業務規程】

<変更前>

（需要想定要領の策定）

- 第19条 本機関は、一般送配電事業者、小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる事項を定めた要領（以下「需要想定要領」という。）を策定し、会員に通知するとともに公表する。
- 一 （略）
 - 二 需要実績の補正方法（気温、閏年による影響の具体的補正手法等）
 - 三～六 （略）

（需要想定及び需要想定要領の検証）

- 第20条 （略）
- 一 （略）
 - 二 需要実績に対する気温等による影響量に関する情報
 - 三 （略）
- 2 （略）
- 一～四 （略）

（需要想定要領の変更）

- 第21条 本機関は、前条第2項の検証結果に基づき、必要に応じ、原則として、毎年11月上旬までに需要想定要領を変更し、会員に通知するとともに公表する。
- 2 （略）

（全国の経済見通しの策定）

- 第22条 （略）
- 2 本機関は、前項に基づいて策定した経済見通しを、毎年11月末日までに、一般送配電事業者、小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員に通知するとともに公表する。

（全国の需要想定の方針）

- 第23条 （略）
- 2 （略）
 - 3 （略）
 - 4 本機関は、毎年1月末日までに、全ての供給区域需要の想定の妥当性を確認し、その合計からなる全国の需要想定を策定する。
 - 5 本機関は、全国の需要想定を策定したときは、全国及び供給区域ごとの需要想定を会員に通知するとともに公表する。



【業務規程】

<変更後>

（需要想定要領の策定）

- 第19条 本機関は、一般送配電事業者、小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる事項を定めた要領（以下「需要想定要領」という。）を策定し、公表する。
- 一 （略）
 - 二 需要実績の補正方法（気象、閏年による影響の具体的補正手法等）
 - 三～六 （略）

（需要想定及び需要想定要領の検証）

- 第20条 （略）
- 一 （略）
 - 二 需要実績に対する気象等による影響量に関する情報
 - 三 （略）
- 2 （略）
- 一～四 （略）

（需要想定要領の変更）

- 第21条 本機関は、前条第2項の検証結果に基づき、必要に応じ、原則として、毎年11月上旬までに需要想定要領を変更し、公表する。
- 2 （略）

（全国の経済見通しの策定）

- 第22条 （略）
- 2 本機関は、前項に基づいて策定した経済見通しを、毎年11月末日までに公表する。

（全国の需要想定の方針）

- 第23条 （略）
- 2 （略）
 - 3 （略）
 - 4 本機関は、毎年1月末日までに、第2項および第3項において妥当性を確認した全ての供給区域需要の想定の合計からなる全国の需要想定を策定する。
 - 5 本機関は、全国の需要想定を策定したときは、全国及び供給区域ごとの需要想定を公表する。

【送配電等業務指針】 <変更前>

（供給区域需要の想定）

- 第4条 一般送配電事業者は、需要想定要領に基づき、次の各号に掲げる想定期間及び想定対象にしたがって、自らの供給区域の供給区域需要の想定を行い、毎年度1月20日までに本機関に提出する。
- 一～二 （略）
- 2 一般送配電事業者は、供給区域需要の想定にあたっては、本機関が業務規程第22条第2項に基づき公表する経済見通しその他の情報、直近の需要動向、過去の需要の実績、供給区域の個別事情その他適切に需要想定を行うにあたり必要となる事項を考慮しなければならない。
- 3 （略）

【送配電等業務指針】 <変更後>

（供給区域需要の想定）

- 第4条 一般送配電事業者は、需要想定要領に基づき、次の各号に掲げる想定期間及び想定対象にしたがって、自らの供給区域需要の想定を行い、毎年度1月20日までに本機関に提出する。
- 一～二 （略）
- 2 一般送配電事業者は、供給区域需要の想定にあたっては、本機関が業務規程第22条第2項に基づき公表する経済見通しその他の情報、直近の需要動向、需要の実績、供給区域の個別事情その他適切に需要想定を行うにあたり必要となる事項を考慮しなければならない。
- 3 （略）

- ▶ 容量市場導入に伴うルール変更（定款・業務規程・送配電等業務指針）（参考1-1、1-2）
 - 容量市場において、広域機関が市場管理者として行う業務を規定
 - 容量市場において、電気供給事業者が行う業務を規定
- ▶ その他ルール変更（業務規程・送配電等業務指針）
 - 系統情報公表に関するルール整備の機動性確保のためのルール変更（参考2）
 - ✓ 系統情報公表のルール整備の機動性確保のため、別表を削除
 - FIT期間満了となる低圧のFIT電源対応に伴うルール変更
 - ✓ スwitching支援システムの利用可能範囲に低圧FIT卒業電源を追加等
 - 計画ルール変更
 - ✓ 冬季需要についての検証等を追加
 - 運用ルール変更
 - ✓ 下げ調整力の活用、下げ調整力が不足する場合の措置について、電力貯蔵装置が用いられているため明記

運用ルール変更（変更）：送配電等業務指針変更点

- 下げ調整力の活用、下げ調整力が不足する場合の措置について、電力貯蔵装置が用いられているため明記。

【指針 第173条、第174条】（変更）

【送配電等業務指針】 <変更前>

- （下げ調整力の活用）
第173条（略）
- 一 一般送配電事業者が調整力として予め確保した発電機出力抑制及び揚水式発電機の揚水運転
 - 二 一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機出力抑制及び揚水式発電機の揚水運転

- （下げ調整力が不足する場合の措置）
第174条（略）
- 一 一般送配電事業者からオンラインで調整できない火力電源等（出力制御が困難な電源及び下げ調整力不足の解消への効果が低い電源は除く。以下同じ。）の発電機出力抑制及び一般送配電事業者からオンラインで調整できない揚水式発電機の揚水運転（第3号、第4号、第5号及び第7号に掲げる方法を除く。）
 - 二～七（略）
 - 2（略）

【送配電等業務指針】 <変更後>

- （下げ調整力の活用）
第173条（略）
- 一 一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保した次のアからウに掲げる方法
 - ア 発電機出力抑制
 - イ 揚水式発電機の揚水運転
 - ウ 需給バランス改善用の電力貯蔵装置の充電
 - 二 一般送配電事業者からオンラインで調整ができる次のアからウに掲げる方法
 - ア 発電機出力抑制
 - イ 揚水式発電機の揚水運転
 - ウ 需給バランス改善用の電力貯蔵装置の充電

- （下げ調整力が不足する場合の措置）
第174条（略）
- 一 一般送配電事業者からオンラインで調整できない次のアからウに掲げる方法（第3号、第4号、第5号及び第7号に掲げる方法を除く。）
 - ア 火力電源等（出力制御が困難な電源及び下げ調整力不足の解消への効果が低い電源は除く。以下同じ。）の発電機出力抑制
 - イ 揚水式発電機の揚水運転
 - ウ 需給バランス改善用の電力貯蔵装置の充電
 - 二～七（略）
 - 2（略）

